

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 2 月 25 日 (木曜日) 午前 10 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 同第 1 号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議第 4 号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第 5 号 令和 2 年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第 10 議第 6 号 令和 2 年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第 11 議第 7 号 令和 2 年度下呂市一般会計補正予算 (第 22 号)
- 日程第 12 議第 8 号 令和 2 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 6 号)
- 日程第 13 議第 9 号 令和 2 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議第 10 号 令和 2 年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第 15 議第 11 号 令和 2 年度下呂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第 16 議第 12 号 令和 2 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (診療施設勘定) 補正予算 (第 5 号)
- 日程第 17 議第 13 号 令和 2 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 18 議第 14 号 令和 2 年度下呂市学校給食費特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 19 議第 15 号 令和 2 年度下呂市水道事業会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 20 議第 16 号 令和 2 年度下呂市下水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 21 議第 17 号 令和 2 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 22 議第 18 号 令和 2 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 23 市長施政方針説明
- 日程第 24 議第 19 号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について
- 日程第 25 議第 20 号 下呂市障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議第 21 号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議第 22 号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 28 議第 23 号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議第 24 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30 議第 25 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例について

- 日程第31 議第26号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第32 議第27号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第33 議第28号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第34 議第29号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について
日程第35 議第30号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について
日程第36 議第31号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第37 議第32号 財産の譲与について
日程第38 議第33号 財産の譲与について
日程第39 議第34号 財産の譲与について
日程第40 議第35号 財産の譲与について
日程第41 議第36号 令和3年度下呂市水道事業会計への繰出について
日程第42 議第37号 令和3年度下呂市下水道事業会計への繰出について
日程第43 議第38号 令和3年度下呂市一般会計予算
日程第44 議第39号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
日程第45 議第40号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
日程第46 議第41号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第47 議第42号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第48 議第43号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
日程第49 議第44号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計予算
日程第50 議第45号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計予算
日程第51 議第46号 令和3年度下呂市水道事業会計予算
日程第52 議第47号 令和3年度下呂市下水道事業会計予算
日程第53 議第48号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
日程第54 議第49号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算

出席議員（14名）

議長	中島達也	1番	鷺見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
8番	田中副武	9番	今井政良
10番	伊藤厳悟	11番	一木良一
12番	吾郷孝枝	13番	中島新吾

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	細 田 芳 充	総 務 部 長	河 尻 健 吾
市 長 公 室 長	野 村 穰	教 育 部 長	吉 田 修
建 設 部 長	二 村 忠 男	観 光 商 工 部 長	細 江 博 之
環 境 部 長	中 原 則 之	健 康 福 祉 部 長	今 瀬 成 行
金 山 病 院 長	加 藤 和 男	農 林 部 長	野 村 直 己
生 活 部 長	藤 澤 友 治	消 防 長	田 口 伸 一
金 山 振 興 長	澤 田 勤 之	萩 原 振 興 長	松 井 克 彦
下 呂 振 興 長	小 畑 一 郎	馬 瀬 振 興 長	見 廣 洋 始
小 坂 振 興 長	倉 田 誠		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	加 藤 鈴 彦	書 記	今 井 満
-------------	---------	-----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也君）

皆さん、おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

なお、中島会計管理者は、本日、欠席となっています。

これより令和3年第2回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございますので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番 飯塚英夫君、4番 森哲士君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの26日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は26日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、定期監査結果報告及び例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

◎諮第1号から諮第3号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第4、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第5、諮第2号 人権擁護委

員候補者の推薦について、日程第6、諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上3件を一括議題といたします。

諮第1号から諮第3号までの3件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、氏名、藤原由美子、61歳。令和3年2月25日提出。

提案理由、人権擁護委員 藤原由美子氏が令和3年6月30日に任期満了となるため。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、氏名、大前正人、69歳。令和3年2月25日提出。

提案理由、人権擁護委員 大前正人氏が令和3年6月30日に任期満了となるため。

諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、氏名、石丸照彦、67歳。令和3年2月25日提出。

提案理由、人権擁護委員 石丸照彦氏が令和3年6月30日に任期満了となるため。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第1号から諮第3号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号から諮第3号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は藤原由美子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号については、藤原由美子さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は大前正人さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第2号については、大前正人さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は石丸照彦さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第3号については、石丸照彦さんを適任とすることに決定いたしました。

◎同第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第7、同第1号 下呂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

同第1号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

同第1号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名、小口晃生、65歳。令和3年2月25日提出。

提案理由、下呂市教育委員会委員 小口晃生氏が令和3年5月13日に任期満了となるため。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第1号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第1号については同意することに決定いたしました。

◎議第4号から議第6号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第8、議第4号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第5号 令和2年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第10、議第6号 令和2年度下呂市下水道事業会計への繰出について、以上3件を一括議題といたします。

議第4号から議第6号までの3件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

おはようございます。

それでは、議案書の9ページをお開きください。

議第4号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律において、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになり、令和3年3月から保険医療機関等でのオンライン資格確認が開始されるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をいたします。11ページをお開きください。

下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)保険医療機関等において、健康保険の被保険者証の提示に代えてオンラインによる資格確認ができるよう改めます。第10条関係でございます。

(2)この条例は、令和3年3月1日から施行します。附則関係でございます。

引き続き、13ページをお願いします。

議第5号 令和2年度下呂市水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和2年度下呂市一般会計は、次のとおり令和2年度下呂市水道事業会計へ繰出するものとする。繰出額390万5,000円。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。平成30年7月豪雨により被災した濁河給水施設の災害復旧に要した経費を繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

引き続き、15ページをお願いします。

議第6号 令和2年度下呂市下水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和2年度下呂市一般会計は、次のとおり令和2年度下呂市下水道事業会計へ繰出するものとする。繰出額2,062万5,000円。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による下水道使用料の減収が見込まれるため、料金収入等の全てを充てても不足する下水道施設の維持管理等に必要な経費を繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

以上3件、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

議第4号について質疑をします。

福祉医療費助成条例の一部改正ですが、マイナンバーカードが保険証として3月から使えるようになるのに対応した条例改正になります。ここの説明にもあるように、保険制度が効率的な運営を図るためという行政側の都合であって、市民にとって何のメリットもありません、今の時点で。このことは、マイナンバーカードの活用という点でいけば、あくまでも申請は任意です。法律で決まっています。義務化されているわけではありません。ですから、3月以降も保険証は使えるわけですし、そういう状況です。

それで、市長の施政方針の中に交付率27.5%、1月段階、こういう表現があって、その後に積極的に推進するとありますが、交付率という言い方と今まで報告のあった住民の約何%がという言い方と、これは同じ数字ですか。

ほぼ1年前、13%ぐらいというふうに報告されていますけれども、この27.5まで、約倍ぐらいになったということの実態をちょっと教えてください。

とりわけ、今はマイナポイントのことで申請者が増えているという状況みたいだし、市民の側がそれを理由にマイナンバーカードをとという動きになっていることは事実だと思いますし、市のほうもその体制を取っています。そういう意味で、今後も積極的推進という方向なのかどうか、その2点をお聞きします。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

先ほどの交付率でございますけれども、これは人口に対してどれだけ交付がされているかというところでございますので、今おっしゃるとおりでございます。

また、ここまで推進をしてきたという部分につきましては、国が強力に推し進めておるという中で、県においても、各市町村においてもマイナンバーカードの普及を図っておるところでございます。市におきましては、休日・夜間、それから事業所に出向いて等の取扱いをしながら交付の手続をお手伝いしながら進めておるところでございます。

また、マイナンバーカードについては、今回、保険証として活用ができるということがございますけれども、今後はいろんな方向で活用がされてくるということを考えております。そうした中で、このマイナンバーカードを市民の方々に持っていておるということにつきましては、将来的にはいろんな活用方法が出てくるということで、確かにメリットというものも出てくるものと思います。

市としても、このマイナンバーカードの一部を活用しながら事業を展開するということも考えられますので、そういった意味からも推進をするということで考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

今、部長は、積極的推進、市民にとってメリットが出てくると言われましたけれども、これは内閣府の世論調査ですけれども、その結果でも必要性を感じないということを理由にカードの申請を出していない国民が6割ですね。これはアンケートで出ているんですよ。何でそうなのかということは、やっぱり情報が漏えいする、プライバシーがという問題を皆さん心配してみえるんです。

とりわけ今後、国が来年度までに全国民にカードをとということ、方針を出しているでしょう。それで、今、任意です。あくまでも任意ですけれども、今後は、保険証を廃止するとか、運転免許証につなげるとか、そういう展開をして、本当にマイナンバーカードと、全てにしようとしているというこの状況です。情報が集まれば集まるほど、犯罪につながる確率というのは高くなります。ビッグデータは狙われる確率が多くなるし、今、毎日のようにその問題がマスコミで報道されています。その意味で、部長は、積極的に市民にとってメリットがあるから展開すると言われますけれども、やっぱり私たちとしては、そのデジタル化というのは必要であり、進めることは、その効率性はいいのかもしれないですけれども、中身をよく吟味して、とにかくマイナンバーカード普及、この一念だけで走ることは間違いだと思いますので、その点はしっかり個人情報保護、この観点で取り組んでいただきたい、このことを強く言っておきます。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第4号から議第6号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第4号から議第6号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第4号 下呂市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号 令和2年度下呂市水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号 令和2年度下呂市下水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議第7号から議第18号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第11、議第7号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第22号）、日程第12、議第8号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）、日程第13、議第9号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議第10号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）、日程第15、議第11号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、日程第16、議第12号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）、日程第17、議第13号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議第14号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第4号）、日程第19、議第15号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第6号）、日程第20、議第16号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第5号）、日程第21、議第17号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第5号）、日程第22、議第18号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）、以上12件を一括議題といたします。

議第7号から議第18号までの12件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第7号から議第18号までの補正予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算では、年度末を見据え、事業費や事務費、財源の確定、実績見込みによる歳入歳出の増減補正が大半を占めますが、新型コロナウイルス感染症対策関連で新たに追加する事業

や、財政運営関連では、財源不足を補うための新たな財源確保などに加え、通常の事務事業を進める中でやむを得ず年度をまたぐこととなる繰越明許費や債務負担行為補正などを計上しております。

新型コロナウイルス感染症対策関連では、これまでの対策の実施状況や実績を踏まえ、地方創生臨時交付金の有効活用を図りながら調整する中で、新たな追加事業として、市民生活、社会経済活動の回復支援では、緊急事態宣言による時短営業協力に係る経費や指定管理施設の適正管理と事業継続に向けた支援を計上しております。

コロナとともにある新しい日常に向けてでは、新たな働き方や会議の在り方に向けた情報通信環境整備のための経費を計上し、コロナ対応を含む有事の際の行政機能ダウン回避としても役立つ予定でございます。

財政運営関連では、市税の収納見込みによる減額や、地方譲与税や地方消費税交付金をはじめとする国の交付金が減額となる中、減収補てん債の発行により財源を確保することとしております。

詳細につきましては各担当部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

次に、議第7号から議第9号までの3件について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第7号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第22号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第22号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,326万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億1,258万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の追加、変更で、第2表 繰越明許費補正によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の追加、変更で、第3表 債務負担行為補正によるものでございます。

第4条は、地方債の追加、変更で、第4表 地方債補正によるものでございます。令和3年2月25日提出。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入補正の主なものは、1款市税2,648万5,000円の減額、7款地方消費税交付金6,400万円の減額。

3ページをお願いします。

16款国庫支出金 1 億8,704万7,000円の減額。

4 ページをお願いします。

19款寄附金 3 億233万2,000円の増額、20款繰入金 1 億8,170万1,000円の減額、22款諸収入 2,336万5,000円の減額、23款市債 2 億5,560万円の減額でございます。

5 ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出補正の主なものは、2款総務費 2 億5,592万円の増額、3款民生費1,677万5,000円の減額、4款衛生費7,027万1,000円の減額、6款農林水産業費5,557万1,000円の増額。

6 ページをお願いします。

7款商工費 1 億2,420万円の減額、8款土木費 1 億1,887万6,000円の減額、9款消防費2,448万2,000円の減額、10款教育費8,443万円の減額。

7 ページをお願いします。

11款災害復旧費 3 億692万6,000円の減額、14款予備費1,737万9,000円の増額でございます。

8 ページ、9 ページをお願いします。

2表 繰越明許費補正でございます。

追加は、24事業、繰越限度額10億8,867万5,000円で、繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染症の影響、7月豪雨の影響及び年度途中から着手したことにより年度内の完成が見込めないためでございます。事業名は、記載のとおりでございます。

10ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

追加は、令和3年4月1日から執行する必要がある、3月中に契約を締結する事務事業や、次年度以降複数年度の工期期間を必要とする事務事業で8事項で、期間、限度額は、記載のとおりでございます。

11ページをお願いします。

変更は、令和2年度中の事業の進捗により次年度以降の限度額を見直すもので7事項で、補正後の期間、限度額は、記載のとおりでございます。

12ページをお願いします。

第4表 地方債補正でございます。

追加は、減収補てん債6,310万円を限度額とし、起債の方法、利率、起債の償還の方法を表のとおりとして新たに予算計上するもので、地方消費税交付金等の減収を補うために発行するものでございます。

変更は、民生債から災害復旧債までの13事業について、それぞれの事業費や財源の確定に伴い、借入限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、従前のとおりでございます。

それでは、事項別明細書にて補正の主な内容を説明いたします。

16ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款市税は、1 項市民税から17ページにかけて5 項入湯税までの各税目において、現年度課税分の調定見込みによる増減額と滞納繰越分の収入見込みによる増額を計上しており、市民税は116万6,000円の増額、軽自動車税は414万8,000円の減額、市たばこ税は1,369万2,000円の減額、入湯税は、981万1,000円の減額でございます。

17ページ中段で2 款地方譲与税は、1 項地方揮発油譲与税が600万円の減額、2 項自動車重量譲与税は1,100万円の増額、3 款利子割交付金は100万円の減額で、今年度交付額の確定または見込みによるものでございます。

18ページへ移っていただき、4 款から19ページの10款までの交付金についても今年度交付額の確定または見込みによる補正で、4 款配当割交付金は300万円の減額、5 款株式等譲渡所得割交付金は800万円の増額、6 款法人事業税交付金は400万円の増額、7 款地方消費税交付金は6,400万円の減額、19ページへ移っていただき、10款環境性能割交付金は、800万円の減額でございます。

最下段へ行きまして、14款分担金及び負担金、1 項分担金は、県営中山間総合整備事業の事業費確定に伴うものでございます。

20ページをお願いします。

20ページの中段から22ページ上段までの15款使用料及び手数料、1 項使用料に係る補正は、コロナの影響による市民会館、体育施設の利用減少を含む各施設の使用実績見込みによる増減でございます。

22ページ中段を御覧ください。

22ページ中段の2 項手数料は、クリーンセンターごみ処理実績による239万2,000円の増額補正でございます。

22ページ中段から23ページ上段にかけての16款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金は494万3,000円の減額で、交付額の確定及び実績見込みによる補正でございます。

23ページを御覧ください。

23ページ中段の3 目災害復旧費国庫負担金9,604万9,000円の減額は、道路、橋梁、河川や学校グラウンド、公園に係る災害復旧負担金で、事業費の確定によるものでございます。

23ページ下段から25ページ上段にかけての2 項国庫補助金は、事業の確定等による補助金の増減で、主なものは、24ページ下段の3 目土木費国庫補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業で2,960万8,000円の減額、その下で4 目教育費国庫補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金2,481万7,000円の減額、25ページ上段の5 目総務費国庫補助金の特別定額給付金事業費補助金3,370万円の減額、2つ下で9 目災害復旧費国庫補助金で1,781万5,000円の増額などがございます。

25ページ下段の17款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金222万3,000円の減額は、今年度交付額の確定及び実績見込みによるものでございます。

28ページをお願いします。

上段の2項県補助金も事業の確定等による補助金の増減で、主なものは、1目総務費県補助金の個人番号カード交付補助金750万4,000円の減額、下段で4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金で農業次世代人材投資資金900万円の増額、29ページ上段の多目的機能支払交付金の575万円の減額、下段の2節林業費補助金で森林整備地域活動支援交付金の724万3,000円の減額、30ページの中段で9目災害復旧費県補助金の農業施設災害復旧費補助金7,088万4,000円の増額、その下で林業施設災害復旧費補助金1,226万9,000円の減額などがございます。

31ページをお願いします。

上段で3項委託金、民生費県委託金の災害救助費委託金も事業費の確定によるもので、687万6,000円の減額でございます。

32ページをお願いします。

中段の18款財産収入、2項財産売却収入716万3,000円の増額は、市有地や住宅、公用車の売却によるものでございます。

33ページをお願いします。

19款寄附金3億233万2,000円の増額は、主にふるさと寄附金3億101万3,000円の増額によるものです。

下段の20款繰入金、1目基金繰入金1億8,170万1,000円の減額で、財政調整基金繰入金は、今回補正の財源調整により9,300万円の減額で、そのほかは事業費または財源の確定に伴う減額で、公共事業基金繰入金6,710万円などがございます。

34ページをお願いします。

上段の22款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金115万6,000円の増額は、諸税滞納延滞金の収入実績によるものでございます。

5項雑入につきましても今年度実績等による増減で、主なものは、1節総務雑入の市町村振興協会交付金1,261万1,000円の増額、35ページへ移っていただき、上段で3節衛生雑入の休日診療所収入422万1,000円の減額、中段で5節商工雑入の下呂市グルメプレミアム食事券販売収入の確定による2,980万5,000円の減額、その下で7節消防雑入の消防団員退職報償金の確定による834万3,000円の減額などがございます。

36ページをお願いします。

23款市債につきましても、事業費や財源の確定等により市債額の増減調整をするもので、全体で2億5,560万円の減額でございます。増額の主なものは、1目総務債の減収補てん債を6,310万円、2目民生債900万円で、減額では、3目衛生債1,640万円、6目土木債1,380万円、37ページへ移っていただき、8目教育債2,810万円、9目災害復旧債2億5,880万円などがございます。

38ページをお願いします。

次に、歳出でございます。

歳出補正は、事業費や事務費、財源が確定したことによる増減補正、実績見込みによる増減補

正が大半を占めていますが、コロナ対策経費や新規に追加する事業などを中心に右側の説明欄に沿って説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、別冊でお配りをしております3月補正予算の概要で100万円以上の増減補正について、その内容などをお示ししておりますので御参照ください。

43ページをお開きください。

中段の2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、ふるさと寄附金推進事業666万5,000円は、ふるさと寄附件数の増加に伴い、記念品や取扱事務費を増額するものでございます。その下のふるさと応援基金費2億9,646万8,000円の増額は、令和2年4月から12月までに頂いたふるさと寄附金を基金に積み立て、令和3年度事業の財源とするものでございます。

44ページを御覧ください。

最下段の特別定額給付金事業4,313万7,000円の減額は、コロナ対策予算で給付が終了し、事業費財源額が確定したことによる補正でございます。

45ページを御覧ください。

最下段の8目電子自治体推進費、庁内情報化推進諸経費臨時1,398万1,000円の増額は、コロナ対策として新たに追加する予算で、コロナ禍で国や県を含め様々な場面でテレビ会議が行われる中、新たな働き方や会議の在り方に向けて情報端末を導入するとともに、コロナの有事の際に行政機能ダウンを回避するための経費でございます。

46ページをお願いします。

9目地域情報化対策費、地域情報化推進諸経費臨時（企画課）1,007万円の増額もコロナ対策として新たに追加する予算で、先ほどの情報端末を広く公用施設で活用できるよう情報通信環境を整える経費でございます。また、これに合わせて公民館施設等にも情報通信環境を整備し、有事の際に備えるとともに、公民館施設の鍵の受渡しによる接触回避のためのリモートロックシステム導入にも役立てる予定でございます。

47ページを御覧ください。

最下段の12目自治振興費、小坂地域地域振興事業臨時925万2,000円のうち、負担金補助及び交付金1,011万円の増額は、コロナ対策の支援として指定管理施設へ交付金を交付するもので、対象施設は、御嶽山五の池小屋、飛驒小坂ふれあいの森、南飛驒小坂はなももでございます。

ここで、指定管理施設に対する事業継続支援について説明をさせていただきます。

コロナの影響により施設利用者の減少や、これに伴う経営状況の悪化により適正な施設管理が損なわれる可能性があるため、今後の施設管理など事業継続を支援するものでございます。収入減少額や費用減少額を基に算定対象額を算出し、支援の上限額を業種形態により440万円と220万円の2段階として、対象指定管理者に交付金として交付をするものでございます。

48ページをお願いします。

最下段から49ページ上段にかけての馬瀬地域地域振興事業臨時6万円の増額は、コロナ対策の支援として指定管理者へ交付金を交付するもので、対象施設は、道の駅馬瀬美輝の湯、馬瀬温泉

スタンドでございます。次に、下から2段目の道の駅管理運営費臨時440万円の増額は、同じくコロナ対策の支援として指定管理者へ交付金を交付するもので、対象施設は、道の温泉駅かれんでございます。

少し飛びますが、57ページをお開きください。

下から2段目の3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい福祉費、障がい者自立支援給付事業2,953万円の増額は、障がい者福祉サービスの利用増加に伴うものでございます。

59ページを御覧ください。

最下段の4目介護保険費、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）繰出金1,042万6,000円の増額は、小坂老人保健施設の介護サービス収入等の減収見込みにより不足する財源を一般会計から繰り出すものでございます。

60ページを御覧ください。

下から2段目の7目社会福祉施設費、ゆったり館管理運営費450万円は、現指定管理者の管理終了に伴い、公募の手続を円滑に進める上で現指定管理者に管理を継続していただく必要があり、不足する2か月分、2月分、3月分の指定管理料を増額するものでございます。その下のゆったり館管理運営費臨時336万円の増額は、コロナ対策の支援として指定管理施設へ交付金を交付するもので、対象施設は、ゆったり館、金山温泉スタンドでございます。

少し飛びますが、66ページを御覧ください。

上から2段目の2項児童福祉費、7目障がい児福祉費、ことばの相談室開設費1,275万7,000円の増額は、上期の特別支援学校や小学校の休業に伴い、放課後デイサービスの利用が増加しましたが、さくらんぼ教室等の利用が減少していたため、現行の予算額で対応が可能であると見込んでおりました。しかし、下期になり、さくらんぼ教室の利用が増加し、予算が不足見込みとなるため増額するものでございます。

68ページを御覧ください。

最下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、水道事業会計繰出金389万7,000円の増額で、主なものは、平成30年度豪雨災害により被災した濁河給水施設管理道が今年度復旧したことに伴う基準外繰り出し390万5,000円でございます。

69ページをお願いします。

中段の国民健康保険特別会計（診療施設勘定）繰出金910万2,000円の増額は、小坂診療所の診療収入の減収見込みにより不足する財源を一般会計から繰り出すものでございます。

少し飛びますが、73ページをお開きください。

最上段の9目保健衛生施設費、しみずの湯管理運営費臨時440万円の増額は、コロナ対策の支援として交付金を交付するもので、対象施設は、飛驒川温泉しみずの湯でございます。

次に、77ページをお願いします。

下から2段目の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、農業施設管理事業臨時64万円の増額は、コロナ対策の支援金を交付するもので、対象施設は、まるかりの里でございます。

78ページをお願いします。

中段のアグリチャレンジサポート事業721万7,000円の増額で、主なものは、農業次世代人材投資事業補助金の令和3年度上期分の前倒し交付による増額900万円が主なものでございます。

81ページをお開きください。

中段の5目農地費、県営経営体育成基盤整備事業2,495万円の増額で、主なものは、圃場整備事業などの追加決定による県営事業負担金の増額2,622万7,000円でございます。

82ページをお願いします。

中段の下水道事業会計繰出金5,122万3,000円の増額は、下水道使用料をもっても不足する経費分を下水道事業会計に繰り出すものでございます。

85ページをお開きください。

上段の2項林業費、2目林業振興費、森を育て活かす基金費5,863万4,000円の増額は、今年度の森林環境譲与税1億2,314万円のうち未活用分を基金に積み立て、次年度以降の事業に活用していくものでございます。

87ページをお願いします。

最下段の7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業（雇用維持・事業継続）3,917万8,000円の減額のうち、コロナ対策として新たに追加する予算は、緊急事態宣言に伴う時短要請協力金の市負担分1,540万円で、現時点で見込まれる第3弾分でございます。一方、事業の実績見込みにより減額する主な事業は、88ページ上段の感染症対策消耗品等購入支援事業費補助金で3,711万5,000円と事業者運営支援事業交付金で1,600万円でございます。次の下呂市グルメプレミアム食事券事業4,607万5,000円の減額は、事業完了に伴うものでございます。

91ページをお開きください。

上段の2項観光費、3目観光施設費、飛騨川・桜谷公園管理費19万円の増額は、コロナ対策の交付金を交付するもので、対象施設は、飛騨川公園、桜谷公園でございます。

93ページをお願いします。

上から2段目の8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、市道除雪対策費1,520万円の増額は、1月の除雪稼働精算分で委託料の予算残高が僅かとなり、2・3月の委託料の不足が見込まれるためでございます。

96ページをお開きください。

上から2段目の4項都市計画費、2目公共下水道費、下水道事業会計繰出金3,059万8,000円の減額は、6款、農業費での繰出金の精算に伴い、一般会計に戻すものでございます。

2段下の4目地域再生計画事業費、都市再生整備事業2,500万円の減額は、観光交流センター整備事業の繰越明許に伴い、備品購入費や着地型観光推進事業委託を令和3年度予算に計上したことによる減額1,500万円と令和3年度整備予定のイベント広場の事業内容見直しにより、市営駐車場の既設トイレの移設を取りやめることによる減額1,000万円によるものでございます。

少し飛びますが、102ページをお開きください。

最下段の10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、教育ネットワーク管理費臨時4,500万3,000円の減額は、コロナ対策予算でGIGAスクール構想による学校ネットワーク環境整備のためのコロナ対策予算ですが、事業が完了したことによるものでございます。

少し飛びますが、112ページをお願いします。

中段の4項社会教育費、4目公民館費、公民館施設整備事業113万6,000円の増額は、46ページの2款総務費で少し説明をさせていただきましたが、コロナ対策として新たに追加する事業で、公民館施設等の情報通信環境整備により、紙の受渡しによる接触を回避するためのリモートロックシステム導入に係る経費でございます。

114ページをお開きください。

最下段から115ページ上段にかけての5項保健体育費、2目体育施設費、元気ではつらつ増進施設管理運営費397万円の増額は、コロナ対策の交付金を交付するもので、対象施設は、下呂上ヶ平サンビレッジ、金山リバーサイドスポーツセンター、金山リバーサイドスタジアムでございます。1つ飛んで、あさぎりスポーツ公園管理運営費116万円の増額は、同じくコロナ対策の交付金を交付するもので、指定管理施設は萩原あさぎり総合グラウンド、萩原あさぎり体育館で、交付金として220万円を交付するものでございます。

116ページをお開きください。

116ページから118ページにかけての11款災害復旧費は、事業費や財源の確定による増減補正をしております。

119ページをお願いします。

14款予備費は、今後のコロナ等の緊急対応に備えるため、歳入歳出額の調整も含め1,737万9,000円を増額補正するものでございます。

120ページをお願いします。

特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄の合計を御覧ください。

長等は、市長、副市長の共済費10万7,000円の増額、議員は報酬、期末手当の減額で、合わせて361万9,000円の減額、その他の特別職は、農業委員、農地利用適正化事業による報酬の増額などで107万円の増額でございます。

121ページをお願いします。

一般職の給与費補正でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

職員手当としてワクチン接種に係る職員時間外手当33万6,000円を増額するものでございます。

123ページをお願いします。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

報酬を501万2,000円減額するもので、減額の主な内訳は、英会話指導員170万3,000円、放課後児童クラブ指導員・補助指導員199万1,000円、保育所調理員131万8,000円でございます。

125ページをお願いします。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明をいたしました15業務に係る限度額と、令和3年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

127ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和2年度末の残高見込額で216億6,963万1,000円となる見込みでございます。

以上で、令和2年度下呂市一般会計補正予算（第22号）の説明を終了します。

引き続き、129ページをお開きください。

議第8号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億568万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和3年2月25日提出。

130ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正ですが、説明は事項別明細書にて行いますので、135ページをお開きください。

歳入の補正でございます。

上段の1款国民健康保険税98万円の減額は、それぞれ収納見込みによるものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目災害臨時特例補助金317万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響と令和2年7月豪雨による減免に対する補助金でございます。

136ページをお開きください。

上段で6款県支出金、1項県負担金、3目保険給付費等交付金705万6,000円の減額は、特別調整交付金分715万円の減額が主なものでございます。

137ページをお願いします。

下段の11款諸収入、7項雑入、1目雑入、国保事業納付金精算還付金162万9,000円の増額は、国保事業納付金精算に伴う県からの還付金でございます。

138ページを御覧ください。

歳出でございます。

上段の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、手数料127万5,000円の減額は、特別調整交付金申請に係るレセプト点検の手数料でございます。

同ページの最下段、140ページの上段までの3款国民健康保険事業費納付金と4款保健事業費までは補正額はなく、財源内訳を変更するものでございます。

141ページをお願いします。

中段の7款諸支出金、2項繰入金、1目直診勘定会計繰入金175万円の減額は、小坂診療所及び金山病院が医療機器の購入を取りやめたことによるものでございます。

下段の8款予備費261万9,000円の増額は、補正に伴う収支の調整額を計上しております。

143ページは一般職の給与費明細書でございます。

引き続き、145ページをお願いします。

議第9号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ198万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,689万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和3年2月25日提出。

146ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正ですが、説明は事項別明細書にて行いますので、148ページをお願いします。

歳入の補正でございます。

上段の4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金218万1,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定によるものでございます。

149ページをお願いします。

歳出の補正でございます。

下段の2款後期高齢者医療広域連合納付金218万1,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち保険基盤安定負担金額の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長から発言の訂正がありますので、これを許可いたします。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

すみません、先ほど説明をいたしました国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の138ページのところでございますけれども、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、手数料127万

5,000円の「減額」と申しましたけれども、正しくは「増額」でございます。

それから、もう一点でございますけれども、141ページでございます。中段の7款諸支出金、2項繰出金、1目直診勘定会計繰出金「175万円」と申し上げましたけれども、正しくは「715万円」減額の誤りでございます。

それと、もう一点、ここの中の減額で金山病院が医療機器の購入を取りやめと説明をいたしましたけれども、正しくは事業が対象にならなかったということでの減額ということでございます。

以上3点でございますが、訂正しておわび申し上げます。どうもすみませんでした。

○議長（中島達也君）

次に、議第10号から議第12号までの3件について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

それでは、補正予算書の151ページをお開きください。

議第10号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

令和2年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億2,929万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和3年2月25日提出。

それでは、152ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1款サービス収入は1,044万3,000円の減額、6款繰入金は1,042万6,000円の増額でございます。下段の歳出につきましては、1款総務費は1万7,000円の減額。

2款サービス事業費は、財源の組替えでございます。

事項別明細書で歳入歳出補正の主な内容を説明させていただきますので、154ページをお開きください。

歳入でございます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目施設介護サービス費収入は743万6,000円の減額、2項自己負担金収入、1目自己負担金収入300万7,000円の減額は、小坂老人保健施設の収入見込みによるものでございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1,042万6,000円の増額は、小坂老人保健施設の介護報酬利用料収入の減額となった分を一般会計から繰り入れるものでございます。

155ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段、2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費は、サービス収入の減額に伴い、一

一般会計からの繰入金を増額したことによる財源の組替えでございます。

次に、157ページをお開きください。

議第11号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）でございます。

令和2年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,497万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも37億9,234万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和3年2月25日提出。

158ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、1款保険料は1,418万4,000円の減額、4款国庫支出金は5,843万9,000円の増額、5款支払基金交付金は9,577万8,000円の増額、6款県支出金は1,250万7,000円の増額、8款財産収入は8万7,000円の減額、10款繰入金は262万7,000円の増額、13款諸収入は10万4,000円の減額でございます。

159ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費は93万9,000円の減額、2款保険給付費は3,745万円の増額、5款地域支援事業費は732万円の減額、7款基金積立金は8万6,000円の減額、10款予備費は1億2,587万1,000円の増額でございます。

事項別明細書で歳入歳出補正の主な内容を説明させていただきますので、163ページをお開きください。

歳入でございます。

上段、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号保険者保険料1,418万4,000円の減額は、徴収見込みによるものでございます。

下段、4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金5,927万3,000円の増額。

164ページをお開きください。

中段、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金9,756万7,000円の増額、下段、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金1,340万9,000円の増額は、いずれも内示額により増額補正するものでございます。

165ページをお願いいたします。

最下段、10款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は467万9,000円の増額、2目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金115万円の減額は、一般会計から介護保険会計に繰り入れをする額の確定によるものでございます。

168ページをお開きください。

歳出でございます。

下段、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費2,700万円の増額。

169ページをお願いいたします。

3目地域密着型介護サービス給付費2,000万円の増額、5目施設介護サービス給付費2,000万円の減額、8目居宅介護住宅改修費200万円の増額。

170ページをお開きください。

上段、9目居宅介護サービス計画給付費400万円の増額、下段、2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費120万円の減額。

172ページをお開きください。

上段、5項高額介護サービス等費、1目高額サービス費490万円の増額。

174ページをお開きください。

下段、5款地域支援事業費、4項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費645万1,000円の減額まで、全て給付実績見込みによるものでございます。

175ページをお願いいたします。

最下段、10款予備費、1項予備費、1目予備費1億2,587万1,000円の増額は、歳入による内示額の増額補正に伴い、予備費を増額補正するものでございます。

次に、177ページをお願いいたします。

議第12号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）について御説明いたします。

令和2年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ430万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億7,812万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和3年2月25日提出。

それでは、178ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容は、1款診療収入865万8,000円の減額、7款繰入金470万2,000円の増額でございます。

179ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費188万2,000円の減額、2款医業費241万1,000円の減額でございます。

事項別明細書で歳入歳出補正予算の主な内容を説明させていただきますので、182ページをお開きください。

歳入でございます。

上段、1款診療収入、1項医業収益、1目入院収益156万9,000円の減額、2目外来収益375万

9,000円の増額、3目その他医業収益108万円の減額は、診療所の収入見込額によるものでございます。

中段、2項介護収益、1目療養収益976万8,000円の減額は、老人保健施設の収入見込みによるものでございます。

183ページをお願いいたします。

最下段、7款繰入金、1項繰入金、1目繰入金470万2,000円の増額は、医業収益、療養収益減に伴う一般会計からの繰入れをするものでございます。

185ページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務費、1目一般管理費188万2,000円の減額は、光熱費等不用額の減額。

186ページをお開きください。

下段、2款医業費、1項医業費、1目医業費241万1,000円の減額は、諸委託料等の不用額の減額及び繰入金の確定による財源の組入れをするものでございます。

189ページからは給与費明細書でございます。

以上、3特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第13号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（小畑一郎君）

補正予算書の193ページをお開きください。

議第13号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和2年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ688万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも1,052万7,000円とするものでございます。款項の区分、金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和3年2月25日提出。

194ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の上段の歳入でございます。

1款財産収入、2項財産売払収入648万9,000円の増額は、森林造成事業における間伐材の売払収入によるものでございます。

4款諸収入、3項雑入40万円の増額は、線下伐採による立木補償料でございます。

続いて、下段の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費684万4,000円の増額は、管理運営基金積立金723万7,000円の増額と支出見込額の精査による減額によるものでございます。

4款予備費の4万5,000円の増額は、財源調整によるものでございます。

195ページからは今ほど申し上げました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第14号について詳細説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

補正予算書の199ページを御覧ください。

議第14号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和2年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,893万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,438万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額は、第1表によります。令和3年2月25日提出。

200ページのほうをお願いいたします。

こちらは、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正は、主に4月、5月の学校臨時休業による影響で給食の提供日数が減少したことに伴い、予算を減額するものでございます。

まず、歳入でございますが、1款繰入金、1項一般会計繰入金は、こちらは準要保護児童・生徒の給食費分でございますが、281万2,000円の減額。

3款諸収入、1項雑入につきましては、保護者等からの給食費負担収入現年度分1,612万6,000円の減額。

歳出では、1款1項学校給食費で給食の賄い材料費などで1,893万8,000円を減額いたします。

201ページからは今ほど申し上げました内容の事項別明細書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第15号及び議第16号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、補正予算書の205ページをお願いいたします。

議第15号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第6号）。

第1条、令和2年度下呂市水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款水道事業収益は、2,071万9,000円を減額し、9億1,182万2,000円とするものでございます。

次に支出でございますが、第1款水道事業費用は、879万4,000円を減額し、12億3,871万7,000

円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,810万6,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億6,989万5,000円及び消費税資本的収支調整額1,821万1,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,761万7,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金3億368万9,000円及び消費税資本的収支調整額1,392万8,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

続きまして、206ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、第1款資本的収入は、6,810万6,000円を減額し、1億9,945万9,000円とするものです。

次に、資本的支出でございますが、第1款資本的支出は、3,859万5,000円を減額し、5億1,707万6,000円とするものです。

第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のように改めるものです。積算システム保守管理業務を令和3年度から令和4年度まで、限度額は83万6,000円です。

第5条は、予算第6条を削除するものです。これは、当初予算時に起債を借りるよう、目的、限度額、方法、比率、償還の方法を表示しておりましたが、起債を借りないため削除したものでございます。

第6条は、予算第9条に定められた経費の金額を次のように改めるものです。職員給与費を100万円減額し、6,660万5,000円とするものです。令和3年2月25日提出。

次に、216ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

主な補正について説明をさせていただきます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益2,485万8,000円の減額は、3月までの水道料金見込みによるもので、主に新型コロナウイルス感染症の影響により上水道における観光客減少のため減額となるものでございます。

次に、1款水道事業収益、2項営業外収益、5目一般会計補助金387万3,000円の増額は、主に平成30年7月豪雨災害におきまして被災した濁河給水施設の取水管理道橋梁の修繕費用を一般会計から繰り入れ、増額するものでございます。

次に、217ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で371万5,000円の減額は、事業費確定に伴うもので、主な内容としまして、委託料で膜ろ過薬品洗浄業務委託181万5,000円の減、修繕費で浄水場施設修繕及び簡易水道の修繕費190万円の減でございます。

次に、2目配水及び給水費303万3,000円の減額は、主な内容としまして、委託料で漏水調査委

託料及び事業費確定に伴うその他委託料250万円の減、修繕費40万円の減をするものでございます。

3目総係費204万6,000円の減額は、主な内容としまして、職員手当等で時間外勤務手当100万円の減、通信運搬費で郵便料40万円の減、賃借料で機器使用料として40万円の減でございます。

それでは、218ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出で、上段の収入を御覧ください。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債7,670万円の減額は、簡易水道事業において起債を借りないための減でございます。

次に、1款資本的収入、3項分担金、1目分担金846万円の増額は、主に簡易水道への加入分担金の増でございます。

次に、下段の支出を御覧いただきたいと思えます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目改良費3,857万7,000円の減額は、主に事業費確定に伴う配水管改良工事及び簡易水道施設整備の工事の減によるものでございます。

次に、219ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございます。

積算システム保守管理業務につきまして、令和3年度から令和4年度まで83万6,000円を債務負担行為するものでございます。

次に、220ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございます。

上水道事業債及び簡易水道事業債で、表の右の当該年度末現在高見込額を御覧ください。上水道事業債が7億8,865万円、簡易水道事業債が28億6,489万5,000円が令和2年度末の残高見込額の金額でございます。

209ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等でございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、議第16号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第5号）を説明させていただきます。

補正予算書の221ページをお願いいたします。

議第16号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和2年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款下水道事業収益は、2,028万2,000円を減額し、22億3,097万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用は、2,028万2,000円を減額し、22億4,291万円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億9,711万3,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7億9,146万1,000円及び消費税資本的収支調整額565万2,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億9,309万円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7億8,761万3,000円及び消費税資本的収支調整額547万7,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次に、222ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

第1款資本的収入は、210万円を増額し、4億1,930万5,000円とするものです。

次に、資本的支出でございますが、第1款資本的支出は、192万3,000円を減額し、12億1,239万5,000円とするものです。

第4条は、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費を40万円減額し、3,495万1,000円とするものでございます。令和3年2月25日提出。

続きまして、232ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

主な補正について説明をさせていただきます。

第1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料4,090万7,000円の減額は、3月までの下水道使用料見込みによるもので、主に新型コロナウイルス感染症の影響により公共下水道使用料が観光客減少のため減額となるものでございます。

2目一般会計補助金2,062万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により公共下水道使用料金が大幅に減少する見込みのため、一般会計から不足額を繰り入れをして増額するものでございます。

233ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用、2目処理場費1,996万3,000円の減額は、主に電気料900万円の減、また委託料の975万7,000円の減額は、施設業務委託料及びその他委託料の汚泥運搬委託料の減によるものでございます。

それでは、234ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出で上段の収入を御覧いただきたいと思います。

1款資本的収入、3項分担金、1目受益者分担金210万円の増額は、特定環境下水道及び農業集落排水事業の下水道加入分担金の増でございます。

次に、下段の支出を御覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠事業費102万3,000円の減額は、下水道台帳整備業務委託事業の確定に伴う減によるものでございます。

225ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で2議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第17号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、235ページをお開きください。

冒頭に、補正予算実施計画明細書に誤りがございまして、本日、差し替えをさせていただきます。今後、二度とこのようなことがないように努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議第17号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務量の予定量は、次のとおり変更するというものでございます。

(1)入場料及び収益でございますが、今回のコロナ禍において昨年の4月から今年の1月までの入場者数を鑑み、入場者数の減少と、それに伴うそれぞれの収益を減額するものでございます。年間の入場者数9万2,500人、1日平均入場者数302人、営業日数306日でございます。利用収益6,755万4,000円、販売収益6,496万円、入場者数、それから収益ともに当初の約50%程度とおるところでございます。

第3条、令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款下呂温泉合掌村事業収益を補正予定額4,606万8,000円を減額し、2億2,568万5,000円とします。

内訳としましては、第1項営業収益を1億3,695万7,000円減額し、1億3,390万4,000円に、第2項では営業外収益を13万1,000円増額し、102万3,000円に、第3項の特別利益を9,075万8,000円増額し、9,075万8,000円とするものでございます。

次に、236ページをお開きください。

支出でございます。

第1款下呂温泉合掌村事業費用を補正予定額1億9,431万4,000円増額し、4億5,002万4,000円とします。

内訳としましては、第1項営業費用を6,738万7,000円減額し、1億7,875万9,000円に、第2項の営業外費用を357万2,000円減額し、549万2,000円に、第3項の特別損失を2億6,527万3,000円

増額し、2億6,527万3,000円とするものでございます。

なお、補正予算（第4号）まで第3項としておりました予備費を繰り下げて第4項といたします。

第4条、令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

第1款の資本的支出の第1項建設改良費を2,640万円減額し、ゼロ円といたします。

第5条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。(1)の職員給与費を157万9,000円増額し、7,493万円とするものでございます。令和3年2月25日提出。

次ページから補正予算実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表でございますのでお目通しをお願いします。

次に、245ページをお願いいたします。

黒いポチの3つ目でございます。その他の注記のうち、上から5段目、字がちょっと小さいので大変恐縮でございますが、使途不明金事件の事業会計への影響額についてというところでございます。

令和2年5月に元職員による着服事件が発覚いたしました。被害額2億6,527万3,000円は、前年度以前に発生した損失であるため、同額を過年度損益修正損として計上しております。

被害額のうち1億7,451万5,000円は、現金預金を支出する会計処理を行わずに流出した額であるため、現金預金の帳簿残高は実在額より乖離しております。現金預金残高を1億7,451万5,000円減少させ、帳簿残高を実在額に合わせるものでございます。

被害額のうち9,075万8,000円は、不適切な費用科目を用いて現金預金を支出する会計処理を行って流出した額であります。前年度以前に計上した費用を相殺消去するため、9,075万8,000円を過年度損益修正益として計上しておるものでございます。

ここでは、使途不明金の総額2億6,527万3,000円をしっかりと予算上に示すために支出に過年度損益修正損として計上したことと、そして使途不明金には会計処理を行っていない、経理簿上、収入にも支出にも出てこない額1億7,451万5,000円と、会計処理を行って経理簿上支出に出ている額9,075万8,000円の2種類の額を合計したものであるということをごさいます、今、読み上げました処理をする必要があるということをごここに注記しております。

これにつきましては、専門家であります会計士より御指導いただいて、このような内容としておるところでございます。

以上、御理解いただきまして、次ページからの実施計画明細書にて補正額を説明させていただきます。

246ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業補正予算実施計画明細書の収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。

第1款下呂温泉合掌村事業収益のうち、1項営業収益1億3,695万7,000円の減額でございますが、その明細が1目利用収益の6,835万5,000円の減額、これにつきましては、1節の入場料、それから利用料の減でございますが、冒頭に申し上げましたとおり、入場料につきましては、昨年の4月から今年の1月までの入場者数を鑑みて、大人から小人まで全てを当初の50%程度としておるところでございます、入場料につきましては6,565万5,000円の減額、利用料につきましても半額としておりまして、270万円の減額としております。

2目の販売収益、一般売上料につきましても、同様に当初より半額程度とさせていただいております。

247ページをお開きください。

最下段の3項特別利益、1目過年度損益修正益でございます。9,075万8,000円を増額するものでございますが、今ほどこの金額についてはその他の注記で説明をさせていただきました。不適切な費用科目を用いて現金預金を支出する会計処理を行って流出した額であり、つまり費用を膨らませていた不正の費用であるため、正常な支出、費用に戻すために、やむを得ず収入に計上し、誤った費用を相殺消去するものでございます。よって、この金額は、現金などの特別な収入があったものではなく、一般会計からの繰入れや金融機関からの借入れ、また使途不明金の回収額ではございません。

次に、248ページをお願いします。

収益的収入及び支出の支出の部でございます。

1款下呂温泉合掌村事業費用、補正予算額1億9,431万4,000円を増額でございます。この内訳としましては、1項営業費用につきまして、そのうちの一般管理費、それから施設経営費でございますが、施設経営費につきましても、入場料が半減したことによりまして、下の備消耗品費から次ページの修繕費までも大きく見直して減額しておるものでございます。備消耗品費におきましては150万円の減額、光熱水費におきましては135万円の減額、印刷製本費におきましては325万5,000円の減額、この主な減額は、パンフレットの印刷等を見直しておるところでございます。

249ページをお願いします。

広告宣伝費135万円の減額、委託料1,599万1,000円の減額、この主な減額の内容としましては、イベントの中止でありますとか、そういった主な行事が中止しておりますので、夏祭り・ゴールデンウィークのイベント委託料600万円の減額、わら細工実演業務委託料200万円の減額、下へ行っていただきまして、火焚業務シルバー委託料233万円の減額などが主な内容となっております。

手数料536万6,000円の減額、主な減額内容としましては、観光業事業者に支払っております観光券の前売り券の手数料、それからキャッシュレスの手数料が主な内容となっております。

修繕費300万円の減額、施設修繕費、茶屋の水車等の修繕を計画しておりましたが、見直しております。建物の修繕、これにつきましても200万円ということで減額をしております。

3目の販売費用、これにおきましても同様に大きく減額をしておるところでございます、3,706万円。内訳としましては、次ページ、250ページをお開きください。原材料費1,030万円の

減額でございます。主な減額は、飲食店舗原材料費750万円の減額、体験施設原材料費210万円の減額が主な減額でございます。販売品仕入費2,579万円の減額は、委託販売品仕入費1,883万円の減額、買取販売品仕入費666万円の減額が主な減額内容でございます。

下へ行きまして、2項営業外費用でございます、357万2,000円の減額。内訳としましては、消費税367万2,000円の減額でございます。

下へ行きまして、3項特別損失、1目の過年度損益修正損、これが2億6,527万3,000円でございます。先ほどその他の注記で説明をさせていただきました。このたびの用途不明金による被害額の総額でございます。

次に、251ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部の支出でございます。

資本的支出2,640万円の減額でございますが、建設改良費の工事請負費、附記に書いてございますが、当初予定しておりました、しらさぎ座南面屋根葺替工事1,980万円の減額、合掌村電気設備改修工事660万円の減額でございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第18号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

それでは、補正予算書253ページをお願いいたします。

議第18号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

第1条、令和2年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和2年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。なお、病院事業運営資金に充てるため、企業債1億2,000万円を9,920万円に改め借り入れることとしております。

収入では、第1款病院事業収益のうち、第1項医業収益を5,030万1,000円増額して10億3,927万7,000円に、第3項特別利益を37万8,000円減額して2,506万9,000円といたします。

支出では、第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を2,034万9,000円減額して14億9,663万3,000円とし、第3項特別損失を37万8,000円減額して887万2,000円といたします。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を補正するものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,454万1,000円は、損益勘定留保資金で補填いたします。

収入では、第1款資本的収入のうち、第2項国県支出金を105万円増額し、6,156万8,000円といたします。

第3項繰入金につきましては、380万円、全額を減額いたします。

254ページをお願いいたします。

第4条は、予算第5条に定めた起債の限度額を1億5,000万円に改めるものでございます。

第5条は、予算第7条に定めた経費の金額を改めるもので、職員給与費を695万3,000円減額し、8億4,484万6,000円といたします。令和3年2月25日提出。

255ページをお願いいたします。

令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1項医業収益、2目外来収益を5,030万1,000円増額いたします。増額は、実績により収益の見込みを見直すものでございます。

次に、3項特別利益、3目その他特別利益を37万8,000円減額いたします。減額は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の完了によるものでございます。

次に、下段の支出でございます。

1項医業費用を2,034万9,000円減額するものでございます。

内訳は、1目給与費が694万4,000円の減額で、職員の給料や手当の不用額の減が主なものでございます。

2目材料費590万5,000円の減額は、薬品費の不用額の減が主なものでございます。

3目経費650万円の減額は、光熱水費、委託料の不用額の減が主なものでございます。

6目研究研修費100万円の減額は、旅費の不用額を減額するものでございます。

次に、3項特別損失、6目その他特別損失37万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の完了によるものでございます。

256ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、2項国県支出金、1目国県補助金を105万円増額いたします。増額となる補助金は、マイナンバーカードを健康保険証として活用するオンライン資格確認システム導入に係る医療提供体制設備整備交付金でございます。補助内容の変更により上限額まで全額補助となりましたので、その差額を増額するものでございます。

3項繰入金、1目他会計繰入金は、380万円、全額を減額いたします。減額する繰入金は、MRIの購入財源としておりました国保調整交付金とマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認システム導入経費に係る繰入金の減額でございます。国保調整交付金の減額につきましては、予算編成時にMRIの購入財源として交付対象に該当するものと確認しておりましたが、申請時点におきまして交付対象外との見解がなされたため、減額するものでございます。なお、財源は、他の補助金と企業債で確保することとしております。オンライン資格確認システムに係る繰入金につきましては、補助金の内容変更により、繰入金計上分が全て補助対象となったことにより減額するものでございます。

257ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記等でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

ここで健康福祉部長から発言の訂正がありますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

議第12号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）の御説明におきまして間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

182ページをお開きください。

182ページ中段の2項介護収益、1目療養収益976万8,000円の減額は、「老人保健施設の収入見込みによるもの」でございますという御説明をさせていただきましたが、正しくは「診療所の療養収益の収入見込みによるもの」でございます。

この場をお借りしまして訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもすみませんでした。

○議長（中島達也君）

休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、午前中に提案説明がありました議第7号から議第18号まで、本12件に対する質疑を行います。

なお、ページを指定していただき、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

数点、お伺いいたします。

まず、予算の概要のほうでちょっと質問をさせていただきますので、よろしく願いします。

まず最初に、3ページの11番、新型コロナウイルス関係の消耗備品等で3,711万5,000円の減額がありますが、この……。

[発言する者あり]

概要の説明書、この薄い、いいですか。

では、始めます。

補正予算の概要の説明のほうの資料で質問させていただきます。

まず最初、3ページの11番、消耗品、備品等の3,711万5,000円の減額の要因ということでお聞きしたいんですが、コロナの関係でいろんな事業所、また病院、そして高齢者施設、そして障が

い者施設、いろんな事業所等があるわけですけれども、そういったところへの多分そういった消耗品の提供がこれだけ要らなかったということでないかなと思うんですが、この辺の3,700万円の減額になった要因をお願いします。

それから、5ページの28番、ゆったり館管理運営費の中で450万、先ほどの総務部長の説明では2月、3月における金額ということで、運営委託料というようなことで説明があったんですけども、これについてですが、一応令和2年度については、ゆったり館については1,044万5,000円のうち、委託料として4月から3月の1年間にわたり800万円の委託料が予算計上されております。その中で、あえて2月・3月分のみこの450万を上乗せされた、そのもう少し詳しい説明をお願いします。

それと、同じく5ページの57番、中山間地域等直接支払交付金事業の中で673万2,000円減額になっておりますけれども、一頃本当にこの事業は参加する地域が増えて、非常にいいというようなことで報告を受けておりましたけれども、令和2年度から第5期の初年度というようなことで、支払交付金も満額というような状況の中で事業が始まったわけなんですけれども、この後にもあります6ページの66番、多面的機能支払交付金、これは自治会のほうの単位での事業なんですけれども、非常に減っているので惜しいかなというようなことで、もしその減額になった地域、その辺の要因を分かれば教えていただきたい。

それと、5ページの62番、県営期間農道整備事業で事業が確定したということで1,600万ほど減額になっておるわけですけれども、予定より工事が遅れている中で、県のほうで予算がつかなかったという理由でこれだけ減額になったのか、何か理由があると思いますが、その辺の理由だけ教えてください。

それから、7ページの3の14番、これは下呂中学校のグラウンドの関係で災害復旧事業の関係だと思っておりますけれども、358万5,000円減額になっておることはいいんですけど、工事を終了した後のあのグラウンドの状態を見たときに、4,000万ほどの事業で災害復旧されております。非常に水たまりがそこらじゅうにあるというようなことで、あとは学校のほうで土を入れて整備せよというような指示を受けておるということで校長先生に聞きました。やはりある程度工事をやった後、水がたまった後にでも、その請負業者に対して、再度やっていただくということではないですけれども、水が非常にたまっておるということだけは、業者に一、二回ぐらいはやっていただいてもいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺の見解について、以上です。

○議長（中島達也君）

それでは、順次答弁をお願いします。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

私のほうから消耗品の3,711万5,000円の減額でございます。これはコロナウイルス拡大に伴いまして、マスクでありますとか、フェースシールドでありますとか、消毒液、そういった消耗品を購入されることに対して補助をさせていただく、2分の1を限度として10万円という事業でご

ございます。

当初予算としましては、市内に法人、それから個人、事業所が2,000以上あるという中で、商工会からも御意見をいただきながら、500社ということで、10万円の500社ということで5,000万円を予算を計上させていただいておりましたが、現在、2月28日までの期限とさせていただいておりますけれども、現在のところは154社、少し残を残しまして、我々の目標というか見込みとしましては170社程度を見込んでおまして、今回、それを差し引き3,700万の減額とさせていただきました。

500社から目標が170ということですが、当然、当初は4分の1程度の事業所から申請があるのでないかというふうに予想しておりましたが、国・県のほうもこういった似たような支援をさせていただいておまして、そちらのほうも使ってみえる事業所の方がお見えですが、私どもこの支援につきましては、非常に事業者様からは好評いただきまして、申請が割と簡素にできるということで、今、事業所は170としておりますけれども、我々としては500の170ということで少し少ないような気がしますが、しっかりと御利用いただいた暁には、しっかりと支援をできておるといふふうに考えております。

3,700万の根拠は、5,000万から170社を予定しておるといふことで、今回、3,711万5,000円を不用額ということで減額をさせていただいております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（澤田勤之君）

私のほうからは、ゆったり館の委託料、指定管理料450万円について御説明させていただきます。

令和2年度は、指定管理料が800万円ということにつけさせていただいております。ところが、このコロナ禍ということもございまして、10月末の段階での収支の実績なんですけれども、もうこの段階でマイナス240万ほどの赤字が出ておるといふようなことも聞いております。指定管理料は、4月と7月と10月と1月の4回に分けて支払うわけなんですけれども、この10月で入った指定管理料、分割で入った分を含めても247万3,000円の赤字が出ているということでした。

今後の見通しにつきまして、松岡林業さんのほうともいろいろ協議をしてきたんですけれども、どうしても今後の見通しがつかないというふうなことで、今年度末をもって脱退したいというふうな話でございました。

そんな中、3月末まで何とかお願いできないかというふうなことで、この2月5日から3月15日の間には、今、プロポーザルで公募しておるところなんですけれども、3月15日までということで、ひょっとして手を挙げた事業者さん等が見えた場合は、ゆったり館の設備や環境を見学に来たりとか、そういったこともありますので、何とか3月末まではお願いできないかというお願いした経緯もございます。

そういったことで、2月と3月の収支見込みなんですけれども、ゆったり館さんのほうに確認

しましたところ、2月については約200万円、3月については250万円ほどの負債が出るというように、合わせて450万円を2月・3月分ということで計上させていただきました。以上でございます。

○議長（中島達也君）

農林部長。

○農林部長（野村直己君）

私のほうから2点、中山間地域等直接支払交付金事業の減額の理由ということでございますが、この事業につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、第5期が今年度、令和2年度からということで開始されたものでございます。第2期を始めるに当たりまして、各地域からの要望等を基に農地を精査させていただきました。残念ながら、第4期よりも取組面積が減少したというようなこと、あと棚田加算の予定をしておったところがあったんですが、そこにつきましても当該集落が取組を取りやめたというようなことがございまして、673万2,000円ほどの減額になっておるということでございます。

あと県営基幹農道でございますが、こちらにつきましては、当初予算編成時に県のほうからの情報を基に負担金の額を計上させていただいたものですが、県のほうの事業費が確定したということもございまして、その6分の1が下呂市の負担金ということでございますので、県の事業費の確定に伴い、市のほうの予算も減額させていただくということでございます。以上でございます。

○議長（中島達也君）

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

御質問ありがとうございます。

下呂中学校のグラウンドの件について御説明させていただきます。

7月の豪雨で水害があったということで、災害復旧の工事をさせていただきました。復旧なので元に戻すという工事でございます。泥の除去と表層土の入替えをさせていただいたということです。もともとちょっと水はけの悪いところでございますので、今回できれば一番ありがたかったんですが、災害復旧ということですので、元どおりに直すまででございます。根本的な対策については、また今後考えていくということになると思いますが、その対応としましては、学校で対応せよということは全くありませんので、市のほうでしっかりやっていくつもりでございます。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

最初の答弁から、ちょっと再質問だけ簡単にさせていただきます。

消耗備品等につきましては、今説明がありました。分かりますけれども、やはり当初の500社から比べて154ということで非常に少ないという、せっかくいい事業ですので、商工会を通じてのこういった事業、支援、何とかその中身、実際の効果がある、例えば8割ぐらいの商店が賛同してくれたということでない、いかにもその使ったお金より余ったお金が多いような事業というのは、本当にこれは制度自体がよかったのかなと。2分の1限度で10万円ということですが、半分は出さなきゃいけないと、事業者が、その辺で希望される方、事業者がなかったんでないかなと思うんですけど、その辺について、今後で結構ですので精査していただいて、せっかく商工会を通じてそういった事業所の支援の事業であれば中身を、やっぱり対象者が8割以上あったのでこの事業はよかったなという、そういう成果が上がる事業に持って行っていただきたいと思います。この事業はこの事業で、使っていただけた方は喜んでみえると思いますので特には言いませんけど、よろしくをお願いします。

それから、ゆったり館についてなんですけれども、今の説明でいきますと、2月、3月、450万赤字になるからという説明でした。ちょっとこの概要書の先ほどの一番最後のページ、追加支援一覧表を見ていただきたいと思います。

今、振興事務所長は、ゆったり館について、2月、3月で450万赤字になるから、その450万を埋めるために指定管理料を450万増やしたということで上げたと言われていましたけど、この追加支援一覧表を見ますと、ゆったり館の算定対象額、これは1年間を通じて赤字であると。この金額が指定管理料を頂いた上でも赤字になると、3月まで事業をやると、だからそれに対して市は支援額として336万をコロナ対策の支援事業として見てあるわけなんですけど、どうもそれ、この資料と今所長の言われた数字と違うと思うんですけど、その辺についてちょっと詳しくお願いしたいと思います。

それから、あと中山間地域等支払制度については、令和2年度から満額の2万1,000円ちょっとというようなことで、非常にいい制度なんで惜しいかなと思ったんですけど、それぞれの地域によって後継者がいないとか、やっぱりそれぞれのその制度に入ったことによってその地域での保全に対するノルマとか、いろんな制約がされてきますので致し方ないと思うんですけど、自然災害から守る上でも、やっぱり地域の農地だけではないと思うんですね。道もそうなんですし、水路もそうだと思うんで、ぜひ何とか市としても今後も自信を持って進めて行っていただきたいと思います。

また、基幹農道については、地主がいないというか、分からないというような土地もあったというようなことを前回ちょっと聞いておったんですけど、その辺について、土地の買収は全部済んだのか、その辺だけをお願いします。

○議長（中島達也君）

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（澤田勤之君）

先ほどの御説明でちょっと十分お話しできませんでしたが、今、議員が言われる資料と

というのは、ちょっと私、手元のほうにはないもんですから分からないんですけども、先ほども申し上げましたように、10月末時点で、もう既に240万ほどの赤字が出ておると。それから、まだ11、12、1月と赤字は出るんですけども、特にこの2月、3月の赤字分が大きいということで、プロポーザルで今募集をかけておるといようなことで、3月15日まではお願いできないかということで協議した結果、450万をつけていただいたということです。

協定書の中に、第49条にあるんですけども、実施条件や内容に変更が生じた場合、または特別な事情が生じたときは、甲乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとするという条項と、あと指定管理料の変更というのも第28条にございまして、基本的には指定管理料の変更は原則認めないものとするとなっておりますけれども、ただし、乙の責めに帰することができない特別の事情が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとするという協定書の内容もございします。

こういったことも踏まえて、2月、3月は、逆に市のほうが事業所さんのほうにお願いをするという立場で、2月・3月分だけ指定管理料を組ませていただいたという経緯でございます。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

今の補足でございますけれども、まずコロナ禍における交付金の関係で各事業所さんのほうに3月末までの見込みを出していただきました。コロナに関する事で収入が減になるもの、コロナの関係で支出が減になるもの、こういうものを算出していただきました。

ゆったり館さんから頂いておる金額が、786万6,000円減額になる見込みであるという数字を頂いております。これは指定管理料分も、800万を含めた金額での最終的な見込みでございます。そういうことで、2月、3月については、先ほど所長が言いましたとおり、市のほうがお願いをして指定管理を続けてほしいということで、その分について、2・3月の分は450万円不足するというので、450万円は指定管理料でお支払いすると。あと、786万6,000円から450万円を差し引いた336万6,000円、この分についてはコロナの交付金で交付をするということで、2つに分けてお願いするというような形になっております。450万円については指定管理をお願いするという意味での支出ということでございます。以上でございます。

○議長（中島達也君）

農林部長。

○農林部長（野村直己君）

県営基幹農道の土地の買収が済んだかどうかという御質問でございますが、手元の資料によりますと、令和2年度の負担金でございますが、これは請負費と、それから工事の委託料に関する事業に対する負担金ということで、今年度の県の予算の中で公有財産の購入費というものがございますので、ちょっと私の記憶だけで申し訳ないですが、公有財産の購入は来年度の予定だっ

たと記憶をしております。

あと、その用地が滞っておって買えんのではないかなんていう話は私のところまでは届いておりませんので、いろいろ問題はあるにせよ、何らかの形で前へは進んでおるのだというふうで解釈をしております。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

9番 今井政良君、簡潔にお願いします。

○9番（今井政良君）

すみません、ちょっと僕のこの資料がないということですので申し訳ないんですけど、これはみんなに配っていないんかね。議員だけかね。

○議長（中島達也君）

続けてください。

○9番（今井政良君）

はい。ちょっとこの資料を見ますと、算定対象額というようなことで、令和元年度決算額等と令和3年1月から3月の収支見込みを含めた令和2年度決算見込額の対比により、収入減少分、費用減少分を算出し、収入減少額から歳入減少額、持続化給付金等の助成額を控除し、額とするというようなことで書いてあるんですね。

で、この数字を見ますと、1月から3月までの見込みの中で336万6,000円、ゆったり館の場合はお金が足らないと、その分についてはコロナ対策で払うという資料なんですね。僕が作った資料でないんです、これ。それから見ると今の答弁はおかしいと思います。

それで、指定管理料を払うんでなしに、例えばこの資料に、さっき言われた450万かね、2月、3月の、全然うたっていないわけやね、ここに、資料にも、2月、3月。指定管理料の3月までは含めて800万あるわけですよ。1月までの指定管理料800万でないんです。3月までの指定管理料が800万見込なので、そういった説明の仕方はちょっとおかしいんでないかなと思うんですが、また関連質問をされる人がいっぱいいますので、僕はこれで終わります。

○議長（中島達也君）

副市長。

○副市長（田口広宣君）

ちょっと資料が私のほうの手元にないのであれなんですけれども、今の追加の支援金については、考え方としては、要するに指定管理施設については、これはあくまでも市町村が持っている施設なので、県のほうが休業に対して今の時短の6万円という単価が出ているんですけれども、非常事態宣言が出た後は、それは4万円のところと6万円のところの時短については、これは市町村が責任を持って補うべきもので、県のその時短の協力金はもらえないというのが指定管理施設ですので、その部分に対して追加の支援をするという部分が、例えば今のゆったり館ですと336万ということですので、赤字が出た分の補填ということでなくて、時短を受けられない指定

管理施設に対する支援ということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

もう一点追加しますが、今のゆったり館の450万の話と今のそれぞれの指定管理団体、事業所に対する支援は、全然趣旨が違います。こちらは、今、副市長が言ったように時短で、本来なら時間短縮をしたんで民間企業ならば頂けるんですが、市だからこれはもらえないから、これは市でやってくださいよというお話ですので、我々とする、それぞれの指定管理団体も非常に厳しい状況にありますので、ここは時短の計算をしながら、それに見合った金額で負担をしておるといこと。

ゆったり館の450万、2月・3月分というのは、松岡さんがずうっと営業されていたんですが、非常に厳しい状況の中で、もう今年いっぱい、もう1月ぐらいで営業を終了したいというお話がありました。だから、これとこれとは全然違う話でございまして、そんな中で市民の方々に1月に周知をさせていただきました。お手紙を出して、今年度いっぱい終了しますということだったんですが、1月に終わられてしまいますと、2月、3月、やっぱり周知期間が全くなかったし、松岡さんには何とか3月末まで、指定期間の最終まで頑張っていたきたいと。そのためには、松岡さんとする、どれだけ頑張ってもこれだけは要りますよというお話でした。その間に我々はプロポーザルをやりながら、市民の方々が安心して、またしっかりと説明ができる時間が必要でしたので、その間は我々としてはしっかりと支援させていただきますのでという、そういう趣旨の450万ですので、こっちとこっちはちょっと分けてお考えいただければありがたいかなと思います。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

5番 田中喜登君。

○5番（田中喜登君）

ちょっと話が全然違ってしまいますが、いいですかね。

○議長（中島達也君）

もう一応今のは終わったので、新たにお願します。

○5番（田中喜登君）

私、聞きたいのは1点あるんですけども、補正予算書の78ページのアグリチャレンジサポート事業の増額に関してです。前倒し交付による増ということを知ったんですけども、これはその4月1日から新規就農される方の分という理解でよろしいでしょうか。

○議長（中島達也君）

農林部長。

○農林部長（野村直己君）

前倒しの分ですが、これは現在支援を受けられておる方、当然、来年度も引き続きという方、通常ですと年度が替わってから交付するんですけど、これは国の予算の関係もございまして、支援を前倒しして早く行うということで、引き続き来年度支援を受けられる方、その方の4月から9月分までですか、6か月分を年度内に交付させていただくということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

5番 田中喜登君。

○5番（田中喜登君）

分かりました。

そうしたら、今年の4月1日から本当に新しく就農される方は見えるのでしょうか。

○議長（中島達也君）

農林部長。

○農林部長（野村直己君）

当然、新規就農される方はございますし、ただいま前倒しされた方も全ての方じゃなくて、それぞれの方に意向をお伺いして、前倒しを希望された方だけ、今回、前倒しで交付させていただくというような対応をさせていただくということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

次に、7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

6点、質問させていただきます。

まず、10ページをお願いいたします。

債務負担行為補正の1番ですが、今回、債務不存在確認請求事件弁護士委託料ということで、これは合掌村事件の弁護士費用なのか、この内容について教えてください。

続きまして、88ページです。

先ほど今井議員のところでは感染症対策の消耗品のお話でしたが、88ページ、一番上の段の事業者運営支援事業交付金、マイナス1,600万円、179事業者ということで、当初予定としては500件の1億2,500万円という予定でしたので、見込みより少なかったという、50%以上の方が、多かったのかということで前回も予算を下げられましたが、やはりこの予算を組むときに、まずどの程度というその予算の組み方ができなかったのか。事前調査のようなものがされなかったのか、こういう結果になったのか、その辺、これだけの減額になった理由についてお聞かせください。

続きまして、90ページをお願いいたします。

真ん中辺りですが、関係人口構築事業でマイナス181万1,000円です。こちらはコロナで関係人口交流ができなかったということですが、現在の東京支社の現状について教えてください。

続きまして、96ページをお願いいたします。

下から2つ目、都市再生整備事業のマイナス2,500万円、この中にはイベント広場の見直しということで、先日の全協のときにイベント広場の事業を見直すということで、1億9,000万の事業費、設計見直しの1,000万で2億円の事業になるというお話でした。確かに今、コロナで観光客が減っていて、この見直しもありなのかなと思いますが、ただ、このコロナが終息してアフターコロナという、どこも皆さん、それを見据えていろいろ計画をしてみるところですが、この事業としましては、駐車場で龍神まつりをする、上から多分見られるというような広場を造るという予定だったと思うんですが、この縮小することによってこの行事が、今までどおりやるんですが、下呂温泉の繁栄にちょっとつながらないのではなかとと思うんですけど、この事業を見直した根拠について教えてください。

続きまして、102ページ、一番下の欄です。

教育ネットワーク管理費臨時です。備品購入費として減額で3,052万4,000円になっております。これはタブレットの購入が減ったということだと思うんですけど、小・中学校の皆さんのタブレットの配布状況、1人1台なのか、グループで1台なのか、その辺のタブレットの取得状況について教えてください。

すみません、最後になります。235ページ、ちょっと飛びます、すみません。

下呂温泉合掌村事業会計の中で235ページですが、合掌村のことで会計士に入っていたき、いろいろ見直しをしていると思いますが、会計士への支払いというか、報酬についてどこかで補正を組まれているのかどうか、その1点をお願いします。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中島達也君）

それでは、順次答弁をお願いします。

答弁される場合は私を指名して。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

一番最初の債務負担でございますけれども、これにつきましては、今、議員がおっしゃられたとおりで、終結するまで分からないために、事件が終了までということで債務負担を取らせていただくものでございます。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

私のほうからは事業者支援の1,600万円減額のところだったかと思うんですが、先ほどの3,700万円につきましては消耗品でございますので、154社、目標170社と申し上げましたが、こちらのほうは事業者支援ということで、50%で25万円の事業というふうになっております。それにつきましては、当初、500社で1億2,500万ということで上げさせていただきました。これも市の商工

会等のほうから要望がございましたときに、当然、事業者数も確認をさせていただきました。当然、見込みでございますので、先ほど申し上げましたが、法人と個人を合わせまして2,000以上の事業所がございますので、4分の1程度は、こちらとしてですが、あるだろうということで500にさせていただいたということと、そういった数字をいただきましたので、我々も事前調査をしておりませんが、申請にお見えになったときに予算がなくなっちゃうよと、それは非常にいかがなものかということで、500社で1億2,500万を上げさせていただきましたが、御存じのとおり、12月でしたか、その現状を見まして6,000万ほどの減額をさせていただきました。今回は、これまでの申請件数ですと160社ほどございますが、今、申請を聞いておりますと、180社を見込んでおりまして、まだ少し残を残しまして40社ほどは受けられる状況で見込んでおりますけれども、500社に対して200弱ということで見込み誤りということでございますが、これは国の持続化補助金、200万円、100万円がございましたね、それを受けられると対象にならないということと、それも期限が今年1月でしたかね、なってきましたので、そちらのほうに申請ができるかどうかというのが分からんという状況もございましたので、我々としてはぜひそういう方を拾うべき、この500社という数字を上げさせていただきましたが、結果としては200社を切るような状況になったということで、結果を見れば見込み誤りということもございますが、当時ではしっかりと商工会、それから現状等を踏まえて減額もしながら今日に至ったということでございますので、御理解をいただければというふうに思っております。

それから、関係人口につきましては、昨年の4月から、本来であれば岐阜県の東京事務所のほうにお邪魔させていただく予定でしたが、既にその頃からコロナの感染が広がっておりまして、市役所の観光課のほうで席を設けまして、Zoomでありますとか、リモート、そういったところで関係人口の方と何度か、「温泉郷（フロサト）」なんていう題名でZoomでさせていただきました。それからネットを使いながら、またいろんな通信網を使いながら情報は交換させていただいております。

それから、岐阜県東京事務所も、当然そういった情報は交換させていただいておりますので、在籍は下呂市の市役所の観光課にあるということでございます。

それから、都市再生の2,500万につきましては、これはイベント広場ではなくて観光交流センターが令和2年から3年に繰り越したということで、まず委託料の1,000万につきましては、観光交流センターでデジタルサイネージという画面を使った情報の発信、それから動画でPRするような事業を設けておりましたが、それは当然、令和3年度に繰越しになるということで、今回、こちらのほうを減額させていただいておりますし、工事費の1,000万につきましては、イベント広場をするに当たって、今、下呂温泉駐車場にございますトイレ、あれを曳家という形で、道を広げるに当たり支障になるということで曳家をする予定でしたが、イベント広場につきましては、先般御説明をさせていただきましたが、あの歩道は構わないということでしたので、この工事はなくなったよということでございます。

それから、備品の購入費、これも観光交流センターの椅子でありますとか、机でありますとか、

パソコンでありますとか、そういう備品を令和3年度に繰り越したということで、2年度は減額とさせていただいております。

以上、よろしかったですか。

○議長（中島達也君）

合掌村。

○観光商工部長（細江博之君）

合掌村、会計士の報酬でございます。こちらのほうは大きく予算がかかるものでございませんでして、一応その資料を頂いておると。会計士の方が実際にこの事務手続をしたとか、そういうこととございませんでしたので、少額でございました。今、詳細を持っておりませんが、予備費のほうで対応させていただいたということでございます。以上です。

○議長（中島達也君）

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

今の教育ネットワーク管理費臨時という事業について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、校内ネットワークの整備とタブレットの購入、2つの大きな事業を1つの事業でと、校内ICT化の関係をこちらの事業で進めさせていただいております。

備品購入費が非常に3,000万ほど減額ということで、こちらは当然タブレットのほうも関係しておるんですが、校内ネットワークの整備のほうでも、はっきりちょっと見切り発車的なところがありまして、国の事業は、結構かなりスピード感を持ってやられたというか、急に決まったようなところがありまして、十分な設計もないまま予算を流用させていただきまして、その辺りはちょっと反省しておるんですが、両方ともネットワークの関係も、校内のLANですね、そちらの関係も備品購入費のほうで。例えば、アクセスポイントというものを購入して、各教室等がポイントにつける予定のものを工事費のほうでしないと、業者さんもそちらは設置できないとか、いろんなことが後から出てきて、ただ、全体的に設計の見直しをした関係でその辺りが安価になった部分と入札の差金もありまして、そちらで総額で2億円を超えるような予算を認めていただいておりますが、今やろうと思っておることは全てこちらでできたと、安価でできたというような内容でございます。

タブレット1,521台につきましては、今年度中に入りますので、まず中学校につきましては、生徒1人1台というような形、また小学校につきましては高学年からですので、6年生、5年生につきましては全員に行き渡るといいますし、また順次、下の学年にというような形で、実際は3年度に指導するような形で考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

1点だけ追加をさせていただきます。

中島議員の御質問の中の一番最初の運営支援とか、コロナの関係の経済緊急対策、今井議員のほうからも当初御質問がございました。確かに大きな減額が出てくるわけですが、通常の平時の経済対策であれば、これは制度設計をしっかりと時間をかけてやってまいりますので、これだけの減額があれば、それは制度設計上問題があったということなんですが、今回は非常に時間もない、そして緊急時という、そういう状況の中で積まさせていただきました経済対策でございます。確かに大きな減額にはなりましたが、それはまた次の段階で使うというようなことも当初から見込みながら、ただ、足りなくなるよりは多め多めで制度設計をしていこうということで、今回、このような形になりました。通常の場合ですと、こういうことがないように、しっかりと制度設計はさせていただきますが、今回だけは御容赦願いたい、このように考えております。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

都市再生整備事業について再度伺います。

こちらのイベント広場につきましては、仮称の観光交流センターから、あそこを通過して合掌村へという、そういうルートの観光ルートでイベント広場を整備しようという最初の都市再生事業でしたので国からの予算も来ておと思うんですが、前回の全員協議会のときにこういうふうで縮小しますというふうに変更されたんですけど、この変更の趣旨、どのような話合いの中で、以前から今の観光客の動線をつなごうとしていたところを変えてしまったのかという、その辺の趣旨を教えてください。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

このイベント広場につきましては、観光交流センター、それから合掌村というような8号線を含めた路線がございますが、このイベント広場につきましては、当然そういったところもございますが、隣には森八幡神社、それから今、出雲大社のほうも大きく改修をされておまして、過去から湯之島地区だけのお客様の流れだけではなくて、森のほうにもお客さんを流したいという構想がずうっとございました。これは行政だけの考えではなくて、DMOとか、そういった意味では広く、今、発展会も、桜町、いろんなどころの発展会も頑張っておられます。ぜひそちらのほうにお客さんを流したいということで、もちろん合掌村への動線もございますが、広く、湯之島側、いわゆる東側だけではなくて西のほうに流したいという構想の中で、最低限広場と、それから歩道は整備をするようにしておりますね、そういったところで縮小させていただいたということでございますので、それも現状に合わせて、当然予算がかかることですから、コロナ、それから災害がございました。そういった意味で、最低限お客さんの動きはこれまでの計画どおり動かそうということで変更をさせていただいたところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

そうしますと、事業費が縮小ということで、当初予算では国交省から8,300万という予定だったと思うんですが、今回縮小することによって国交省からのその補助金というのは事業費に対して減るのか、この8,300万円のままなのか、その辺だけ教えてください。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

当初予算のほうにイベント広場の事業費が上がってこようかと思いますが、当然、事業費が縮小されますので国庫補助のほうも減額されるということになります。以上です。

○議長（中島達也君）

ここで総務部長より発言の訂正の申入れがありますので、許可いたします。

自席でお願いします。

○総務部長（河尻健吾君）

先ほどの債務負担ですけれども、合掌村の件ということで申し上げましたけれども、正しくは缶のプレスの件の弁護士の委託料ということでございますので訂正をさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

次に、6番 尾里集務君。

○6番（尾里集務君）

今、7番議員の中島議員と同じ、ちょっとかぶるわけなんですけど、96ページの地域再生計画という事業の中の都市再生整備、今ほどイベント広場のことが出ました。私もこのイベント広場の前回説明を受けたわけなんですけど、当初の計画でありますと、やはりこのイベント広場と下の駐車場を結んで、ここを一体化で利用するというような計画が急遽上だけになったというような計画なんですけれども、実際にここで何をやりたいのかという計画がなっていないような気がします。やはり最初の計画ではここでイベントができるように計画をしていたものを変更して、今の駐車場は現状のまま、上だけを公園にするというような、何か見通しのない、計画があってないような計画にしか見えないんですが、やはりもっと観光客の方が利用できる、またここへ観光客が何かがあるから目玉で来るような計画ができないのか。それとも、ここは常に今の現状の駐車場でもお客さんが多いときは満車になる現状ですので、ここは第2駐車場というような形で駐車場にするのか。

そういったことから、やはり関連として全体の地域再生計画の中で、旧下呂病院跡地のほうも今除外されておりますけれども、そういったところへ変更して、こういうものをそちらのほうへ

移せないのか。全体としてもうちょっと計画を立てて、下呂温泉の魅力というものを計画していただきたいと思うんですが、その現状、今、イベント広場の先ほども7番議員が質問しましたがけれども、イベント広場の事業内容の見直し、これは本当になぜ見直しをしたのか、その辺をお答えください。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今ございます駐車場と、それから上の段の今イベント広場をするところと、大きく当初の計画では、観覧席を若干造るとか、そういった構想もございましたが、今、このコロナの中で非常な予算がかかる、それから災害でもかかるということと、それから現状は、当然しっかりと調査をしながらできるものがございますけれども、非常に段差があるということで、そういったところの景観、それから活用方法というのは、若干当然見直しをされて今の現状になっておるということで、駐車場を平らにするような大きな計画をしておりましたが、このイベント広場自体の活用方法については当初と大きく変わっておりません。もともと何かを、ここで新たにイベントをやるうとか、そういうことは考えておりませんで、もちろんできればいいんですけども、朝市でありますとか、それから龍神火まつりの龍神碑を持ってまいりますけれども、これもずうっと懸案になっておりました。御存じかと思いますが、下呂温泉から少し離れたところで神事をしておりまして、これまで、「椀貸せ淵」というのがあったんですけども、当然あちらのほうへはお客様が行きませんので、いろんな神事、それから龍神の大事な出発、それから奉納についてもお客様に触れていただくことがなかなかできないということで、何とか温泉街という話はずうっと出ておりまして、そういったところもひとつここで開催できるというような要因になっておりましたので、イベント広場の何か用途が大きく変わったというところではございません。

それから、観光交流センターができるということと、先ほど湯之島と森の話をさせていただきましたが、お客さんは非常に歩かれて、少し休憩するとか、そういったところもそのDMO等の委員会の中で、アンケートでもそういったお客様の御意見をいただいております、何かそちらで大きなイベントをするということも大事ですが、お客様が旅歩きの中で、また歩かれる中で少し滞留していただく、休憩していただく、お子さんと遊んでいただく、そういったところも当然必要であるということでこの広場の計画になっておりますので、事業費は大きく見直しておりますが、もともとのイベント広場の用途は大きく変わっておる状況ではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

6番 尾里集務君。

○6番（尾里集務君）

ありがとうございます。

当初の計画とは変わっていないということなんだろうが、用途としてこれでいいのかなあというようなことは、若干私は思います。お客さんの流れがどのように流れているのか、その辺も研究されたり、調べたりされて、ここでお客さんが休むだろうというような下でこういった広場を計画されたと思うんですが、果たしてこの広場が活用、できればそれはお客さんは、完成すればお客さんがここへ来るということは間違いないと思うんですけども、その後、管理とか、いろんなことを踏まえて、やはり私は駐車場のほうが良いと思うんですが、もう変更は不可能なんだろうかと。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

こちらのほうは、当然、国庫補助が関わっておりまして、今さら変更というのはなかなか難しいかと思いますが、先ほどから出ておりますように観光客だけではございませんでして、もちろん、森という地区でございます。森区の盆踊りも、具体的には話をしておりませんが、市役所の前でやってみえることも踏まえ、ああいう広いところがあればお客さんも来ていただけるというような話もさせていただいておりますので、我々観光商工部としましては、もちろん観光客の方に利用はしていただきたいのですが、市民の方にもぜひ利用していただきたいということは自治会等のほうにも御相談をさせていただきまして、新たに何かをやるといったことも、もちろん大事ですが、既存のもので、ああいった広場でできることも考えていただければありがたいということで今まででもいろいろお話をさせていただいておりますので、決定はしておりませんが、お客さんはもちろんでございますが、まず住んでおる市民の方にしっかりと楽しんで活用していただくということも念頭に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

1点だけ追加させていただきます。

当初の予算ですと、あそこのイベント広場は3億の予算がついておりました。その中で、イベントのために龍神まつりの出発点にするとか、そのためにあの駐車場を利用すると。その駐車場を利用するためには、坂になっておりますので、あの坂では、とても龍神まつりの方々もここではできませんよというお話があったということで、じゃあそのために使っていただくために、あの駐車場を平らにするために何千万という金をあそこへ投入するというようなお話がありました。実際には阿多野谷から一本裏に入ったところで、あそこのところをさらに上に上っていく、そういうところで上から下に下りてくるなら分かるんだけど、下から上へ上っていく、それでお客さんが本当に来るのかどうか、この辺をもう一度しっかり検証したほうが良いよということで、私、個人的にはあまり賛成ではなかった。ただ、その中でコロナがあったり、実際にあそこの工事をやると、あの下観光交流センター、ここも令和3年で完成させなきゃならない。上は都市再生

事業で、一応あそこは織り込み済みで、あそこを外すと全ての補助金がペアになるというような、そういうことになっておるそうでしたので外すわけにはいかないということで、それでもあそこを有効活用しながら、その中でその国の補助金をしっかりと頂くことはできないかということで、1億5,000万減額ということにはなってきたんですが、ただ、上の公園を本当にどうやって使うのかということは、市民の皆さんにも使っていただきたいし、これから本当に地元の方々と話をしながら、あそこを本当に有効活用できるようにしっかりと検討してまいりたいと思います。本来ならば、下の観光交流センターも含めて、もう使い道が分かっているのが本来なんですが、一応こういう事業に参加しておりますので、しっかりと造りまして、そしてその間に、今年度中に一生懸命考えて、使い道をまた皆さん方と協議をしたいと思っておりますので、どうぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

6番 尾里集務君、簡潔にお願いします。

○6番（尾里集務君）

分かりました。

今、お答えいただきまして、ありがとうございました。

私が思うところを話させていただきますけれども、やはり下呂温泉病院跡地も踏まえた全体像の中で、もう少しその国のお金が使えなかったのか。皆さん、賢い人ですので、それができなかったのかどうか分かりませんが、そこへ何とか移動させてというようなこともできればよかったんじゃないかなということを思いました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

次に、12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

2点ほど質問します。ページで44、45ページにまたがる場所ですけれども、補正予算書のほうです。

特別定額給付金事業の部分で負担金補助及び交付金が3,370万の減になっているんですけども、これは国の事業で1人10万円、人口に対して赤ちゃんからお年寄りまで全員に10万円ということで支給されるものですね。そうしますと、ここで見ますと、337人もの方にこの給付金が行っていなかったのかというところで、ここの部分の内訳ですね、どういう方のところへ届いていないのか、お尋ねをします。それが1点です。

2つ目は介護保険の保険事業勘定のほうです。ここで175ページの予備費、補正額は1億2,587万1,000円とありますが、これ予備費がここへ来てこんなにどんと増えた、その理由を聞かせてください。

○議長（中島達也君）

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

特別定額給付金の件でございます。実際の定額給付金の対象者は、全市で3万1,717人ございました。そのうち、申請があつて支給をさせていただいた方は3万1,663人でございます。対象者のうち、実際、受領しなかつた方というのは、54人の方が受け取りをされなかつたというか、申請もされなかつたということで聞いております。

実際、予算的には337人分なんですけど、先ほど申し上げましたけれども、急なことでございましたので、足りないということがないように、ちょっと余分に見積もらせていただいたところがあると思います。以上でございます。

○議長（中島達也君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

2点目の介護保険のほうの予備費につきましてですが、昨年度からちょっと制度が変わりまして、制度というか補助金の申請方法が変わりまして、例年、今までですと最終で減額、増額も含めまして補助申請をしまして補助金を頂いておつたんですが、昨年度から県のほうから、大きな不足が生じる場合のみ変更申請をしてくださいということで変更となりました。

当初、事業実績等で予定額として申請したものでそのまま継続しておりますので、今年度、歳入超過になった部分は予備費に繰り入れさせていただきまして、来年度、精算をして、県のほう、国のほうへお返しするという形になりますので、その分が予備費のほうが増額になっておるといふことですので、御理解をよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

今の介護保険の予備費の説明で、それで分かりました。

45ページのところの特別定額給付金事業なんですけれども、これは対象となる人口、それも国のほうからきちっと決められて、4月1日でしたかね、そこを基準に下呂市の人口に対して1人10万円ということなので、今、答弁がありましたようなことはちょっとおかしいかなと思うんですけど、ここの中で申請をせずに受け取らなかつたという部分が54人あるということですけども、新聞報道でも見ましたけど、このとき福祉部のほうで特に高齢世帯、高齢者の方がこの意味が分からないと、どうしたらいいのかわからないという独居の方や高齢者のみの世帯の方なんかもあつて、市の職員自ら訪問をされて手続の仕方を指導したり、相談に乗ったり、そういうことは新聞でも報道されて、私、すごいことを市はやつたなと思つて感心してたんなんですけれども、そういう努力があつたということはよく知っています。

でも、それは、やっぱり全市でそれをやるということになると、とても人手が足らなかつたん

じゃないかなと思いますし、なぜ申請されなかったのかというところで、特に高齢の方なんかの状況を見ますと、書類がしっかり届いても、早く届きましたね、努力されて、それが何のことか分からない、どうしたらいいか分からない。銀行口座を持っていないとか、そういう方も見えて、それがそのままほったらかしになっていると。市のほうへ問合せがあった場合は、多分出かけていって、優しい対応、親切な対応をされたんですけれども、やっぱり見落としがあったと思うんですよ。みんな全員が受け取れる10万円が受け取れていない人もあると思うんですね。そこを私は、ちょっときちっと反省をしていただきたいと思う。というのは、市の職員だけでそういう本当に困っている人、分からない人、そういうところへ、どこでどう困ってみえるか分からないわけですよ、事務所にいるだけでは。市の職員だけでは、やっぱりそういうことは対応できないと思うんです。やっぱり地域に見える福祉委員の方、それから民生委員の方、そういう実情をよくつかんでみえますので、こういう事業を実施するときは、ぜひそういう方たちの協力も得るようなことを、今回されたのかどうかは分かりませんが、それを健康福祉部としては一生懸命やられた、出かけてやられたまでにはいいんですけれども、住民の方たちの協力も得てやられたかどうかというところでちょっと反省すべき点があるんじゃないかなと思いますので、この点、今後こういうことがありましたら、ぜひ改善していただきたいと思いますので、御答弁をお願いします。

○議長（中島達也君）

副市長。

○副市長（田口広宣君）

当時、私、市長公室長ということで、企画課を中心にこの事業を進めてきました。日々、どれだけの支払いが済んでいるかというのをチェックしながら、また申請書が出てきたところに、チェックが上がると、どうしても要らないというところにチェックがついている人を見ましたので、そういう方についても、一件一件しっかり職員が電話をして、ここにチェックが入っていますが受け取らないんですかというようなこともしっかり確認をしてやってきました。

また、最終的に3万人の中の54人ということで、非常にパーセンテージが99.何%という支給が行われています。

申請が行われていない方につきましては、再度の網かけをしながら、しっかりと対応したつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

今回、この3月補正を見るに当たって思いますことは、今年は特に災害並びにコロナということで、平時の執行予算が組んでいけない特例の年であったと、こういうことをまず前提において我々は考えていかなければならない。そして、さらにこれから新年度予算の審議に入りますけれども、私は、十分今年の経験を基に、常に市民の安心・安全を基本に置いて補正を組んだり、緊

急に予算を立てたり、臨機応変に対応していかなければならない3年度になるということをつくづく感じております。

したがって、いろいろなことを考えるときではありますけれども、どうか今年のこの補正予算の結果を基に来年度の予算編成に入ってもらい、執行していただきたい。

例を申し上げますと、例えば合掌村においても入り込み客は50%だという数字があって、その中で、それ一つ取っても内需拡大には大きな影響があった。物を納める方、働く方、そしてそれを購買する方々、そして学校給食の問題でも、資材を学校へ納入する方々等々、いろんな問題が影響して、事に臨機応変に対応していかなければならない、そういう経験を我々は戦後初めてしたという今年であったと。これは、やはりしっかりとした経験に基づいて、この経験を次年度に生かしていかなければならないということを思います。

特に医療関係について、これからワクチンが始まります。そうしたときも、これは初めての経験で、スタッフの問題、そしてそれを市民が安心してコロナワクチンを受ける、そういう環境づくりも、これはまたそのときにならないとなかなか状況が把握できない部分もあろうかと思いますが、どうかちゅうちょなく積極的に予算を執行していただきたい。そして、補正ももちろん、まだまだこの緊急事態は続くと思いますので、その状況を把握して対応していただきたいということを常に今回の補正を見て感じた次第であります。

この減額補正についても4億数千万ありますけれども、中身をちょっと見ますと、コロナ関係が非常に大きいと。こんなことは誰も想像していなかった2年度の予算編成から今日に至ったということも踏まえながら、我々議会も考えていかならんということを申し上げたい。これについて執行部の考え方を聞かせていただきたい。以上です。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

ありがとうございます。

今、議員のおっしゃるとおり、本当に令和3年度もコロナで明け暮れる一年かなというふうに想像はいたしております。特にワクチン接種に関しては、この上半期はワクチン接種のいろんな段階を踏んでいくということで、また市民の方々には本当に御協力を賜りながら、また市民にしっかりと寄り添いながら、市民の方の御意見をしっかりと受け止めながら、この非常事態を何とか市民とともに乗り切ってまいりたいというふうに考えておりますので、また議会のほうも御支援、御鞭撻賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中島達也君）

質疑の途中ではございますが、ここで休憩をいたします。再開は14時20分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き質疑を続けます。

その前に、観光商工部長から発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

先ほど7番議員の中島議員に御質問いただきました合掌村の会計士への報酬でございますが、先ほど私の答弁では予備費と申しあげましたけれども、今回、委託料を見直す中で、そちらのほうでお支払いをするようにしておりますので、訂正し、おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（中島達也君）

質疑を続けます。

[挙手する者あり]

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

まず、補正予算書のほうで43ページのふるさと応援基金の2億9,648万6,000円という金額といえますか、寄附金が今年度あったわけなんですけれども、昨年、ちょっと僕が承知しておるのは1億6,800万程度だったと思うんですが、大変ありがたいことで、増えた要因、原因について説明していただければというふうに思っております。

それから次に、申し訳ないです、先ほどから言っておりますゆつたり館の指定管理料の件なんですけど、これはこの事業を進めるというような中で、2月、3月の分で450万の赤字補填プラス、要は2か月間かけて公募手続に向けた指定管理施設の支援というようなところの中ではありますが、指定管理制度というのがありまして、その中には、自治体は設置者として責任を果たす立場から、指定管理者を監督する立場でもあるというようなことになっております。

そういった中で、やはりコロナの原因もあり、いろいろなことがあったんですけれども、果たして経営指導といいますか、経営アドバイザーといいますか、赤字部分を切るとか、雇用体制を調整するとか、いろんなことを、やはり市の財政を使ってこの金額を支出するわけでありまして、この辺についてお伺いしたいなということを思いますし、また指定管理というのはここだけではございません、ほかにもたくさん指定管理施設はあります。企業がこのような、要するに事業を閉めたときにも、このような事例をつくるということになりますと、このような対応になっていくのかなということを思いますので、その辺についても質問したいと思います。

それから、あと合掌村の関係ですが、236ページ、この中で職員給与費で157万9,000円上がっておるんですけれども、当然コロナの関係で事業計画には到底届かず、修正をして、売上げについても半分、入場者数についても半分というようなところの中で、企業というくくりの中でいいますと、事業量も減っている、お客さんも減っている中で、どうして人件費が上がったのかなというようなところの中で、ここで1つ質問させていただきます。

それともう一つ、一応これは予算とは関係ないんですけれども、合掌村のキャッシュ・フロー

図がこの資料についておりましたので、この中で、今、キャッシュで資金ショートのことをちょっと懸念しておるんですけども、キャッシュとして今運転資金が1,800万ほどしかないというようなところの中で資金ショートはせんのかなというようなところ、それからあと、もしこの資金がなくなり、これからまだコロナ禍の中でするので、なくなる場合の資金調達の方法、これについて質問をさせていただきます。

大まかに4つですが、よろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

ふるさと寄附金が増額になったということでございますが、実績でこれは2月初めの数字なんですけど、今年度は3億6,534万6,000円、前年度と比べて189%という大変高い伸びをしております。

この原因なんですけど、まず特産品の返礼品の数を増やしたということ、それからそれを提供していただける、その業者さんも増えたということです。業者さんは48社から54社に増え、品物も280から357まで増えております。それから、新しく下呂温泉の宿泊券、宿泊できるという旅館組合が作っておられるクーポン券も加えました。そういったところでかなり魅力が増えたのかなというふうに考えております。

そのほかに利便性の向上として、決済手段を増やしたことがあります。クレジットカードですとか振込だけじゃなくて、コンビニ決済ですとか電子マネーの決済、そういうことも増やしております。

そのほか、これまでふるさとチョイスと楽天という2社でやっておったんですけども、窓口をANAのふるさと納税のサイトも活用させていただきました。富裕層目当てということでやったんですけど、今年はコロナの関係でANAの利用者もちょっと減ってそれほどではなかったんですけど、そんなようなこと、あと担当者と委託先のほうで一生懸命企画物をしていただいて、いろんな見せ方も工夫していただいた、そういうことでこれまでの伸びになったというふうに分析しております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

指定管理のゆったり館の関係について御答弁させていただきます。

今、議員のおっしゃるとおり、指定管理については設置者として責任ある立場として監督をする義務があるということはおっしゃるとおりでございます。ゆったり館についても経営がやっぱり非常に厳しいということで、令和2年度から、もう6月頃から事業主さんとは何度も協議をさせていただきました。ちょっと回数については、私が行っただけでも3回ぐらいは行って、直接社長、会長と今の経営実態を把握しながら、いろんな改善策を見つけてまいりました。なかな

か結果的には見つけることができずに、またコロナという大きな災害もあって、ちょっと決定的なダメージになってしまいました。ただ、とはいえ、我々としてももっとも何らかの支援をしていくべきであったなということについては、大変深く反省はしております。

ただし、当初から本当に大きな損失が出てきておる中で、我々としても今回の2月、3月の、この金額ができる精いっぱい、本当は松岡さんとする、もっとも大きな赤字を出しておられたようです。そんな中で、我々もほかの指定管理との、先ほど議員がおっしゃったとおり、ほかのところとの兼ね合いも今後出てまいります。あしき前例となつてはいけませんので、その辺りは本当にぎりぎりのラインで皆さん方の議会のほうにお願いをしておるところでございます。

また、あそこは重点道の駅に指定をされておまして、総合的に完全な譲渡、民営化はできない、なかなか難しい。建物をお貸して民営でやってもらうとか、第三セクターでやっていただくとか、いろんな制限がございまして、我々としても一生懸命考えてはおるんですが、なかなか今回難しかったのでこんなような立場になりました。

ただ、ここにもございまして、責任ある立場として監督するということは、責任ある市としても、最後けじめをつけるといいますか、責任ある立場として、2月、3月、しっかりと経営をしていただくという意味でも、この450万というお金、大変高額ではございますが、ぜひともお認めいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

241ページの合掌村関係の給与費明細のところでございますけれども、これにつきましては、公営企業法の規定によりまして、これは会計年度任用職員でございますけれども、今年度の実績に基づいて次年度の賞与及び法定福祉費の引当金を計上するという事で、給料とか手当を増額したというものではございませんので、次年度分の積立分を今年の実績で上げるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島達也君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

合掌村の資金についてでございます。今回の補正予算の資料にも、243ページには貸借対照表で今言われましたように現金預金が1,800万ということで、これは既に2月、3月、当初の50%程度ということで入場も見ておりましたが、それで見込んで入れさせていただいております。

昨年の10月、11月ですとG o T oがございましたが、その辺りでも300万の黒字、11月でも1,200万の黒字という状況になっておまして、何とか我々はこの1,800万、最低というところで上げておりますが、非常に厳しいことは当然続くと思われまます。

現在、借入限度額3,000万円ということでさせていただいておりますが、当初予算でも少し金

額を変更させていただく予定と、現在、J Aさんのほうには借入れをさせていただけるように、借入れはしておりませんが、そういった契約は今させていただいておりますので、何とかこの現状でいけないかと思っておりますが、最悪の場合は借入れというような状況になるかというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

分かりました。

指定管理についてはこれからのいろいろな課題、これから今のゆったり館のみならず、いろんなところで課題が出てくると思いますが、そのたびにこのような資金支出をするということになりますと、非常に市のほうとしても負担増ということになるというところもありますので、やはり前もっての経営指導ですとか、それから契約ですとか、そういったことをしっかりと行っていくことが、これからまた5年、10年後の下呂市を見据える上で大切なことではないかなということをお思いますので、その点についてよろしく願いいたします。

合掌村の件については承知しましたので、これで終わらせていただきます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

続いて、3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

私のほうからは1点、お尋ねいたします。

補正予算書の8ページ、9ページでございますが、繰越明許費補正の土木費の中の防災・安全交付金道路事業4,958万7,000円、その下、防災・安全交付金交通安全事業499万4,000円、それから次のページですが、8番の総合交付金の幸田2号線、森8号線の繰越事業費でございますが、これらの事業であります、少しお尋ねしますが、この事業、繰り越すためには何らかの理由が当然あったと思います。その理由をお聞かせ願いたいのと、それとその事業内容、それと完了時期、令和3年度には完了せないかんとお思います、その点、これら3つの事業について主な内容をお教え願えますでしょうか、お願いします。

○議長（中島達也君）

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

今、御質問の繰越明許費補正の中の防災・安全に係るものでございますが、これにつきましては、1つの工事は、今おっしゃったように交通安全は、萩原本町線の工事でございます。今、この工事は皆様も御存じだと思うんですが、まちの中で工事をやっております。去年と同様、工事を行っておりますが、発注時期につきましては、今年度、先ほど伊藤議員のほうから厳しいお言

葉をいただいたわけなんです、災害のほうで、まずそちらのほうを優先させていただきました。その関係で発注につきましては、ほとんどの工事を見送らせていただきまして、まずは災害工事というふうに入れさせていただきました。その関係で現年度工事につきましては、発注見送りをいろいろとさせていただいたというのが実情でございます。

それと、森8号線と無電柱化につきましては、幸田につきましては電柱の移設に時間を要しました。その関係で遅れたというのが実情でございます。

それと、森8号線につきましても、当初の私どもの国に対する事業費につきまして、約半分ということでしか事業費がついてきませんでした。そういう形で、それから設計変更という形で、出せる分だけの事業は、再度設計の組み直しをさせていただきました。そういう観点で遅れたというのが実情でございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

2つ目の交通安全事業についての内容が答弁ができていなかったのをお願いいたします。

○議長（中島達也君）

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

交通安全事業でございますが、これは1つは萩原踏切の委託料なんでございますが、これを減額させていただきました。その観点ではほかの工事のほうに充てようと思ったんですが、なかなか調整がつかなかったというのが1点ございます。それと、先ほど申しましたように無数原2号線でございますが、これは電柱の移設、これにつきましても移設に対しまして交渉、またはその場所について不測の日数を要したということもございまして事業が遅れたということでございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

ありがとうございました。

この交通安全事業につきましては、萩原踏切の設計業務委託が延びたというふうに伺っておったんですが、JRが相手ですのでなかなか予定も立てにくいかと思います。今現在も六ツ見橋の橋、たもとで、踏切の拡幅事業をやっておられますが、かなりの時間、かなりの費用がかかることはよく分かっておりますが、萩原の踏切についてもかなり前から要望がありまして、今、やっと設計業務委託までこぎ着けたと。今後の予定も、今すぐにはお答えはいただけないと思いますが、改めましてこれからの意気込みというか、大体の予定をお聞かせ願えたらありがたいと思

ます。以上です。

○議長（中島達也君）

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

萩原踏切でございますが、JRとの協議の中で下呂市管内で、今、議員がおっしゃいましたように六ツ見橋のほうでやっております。大体1か所終わらないと次の採択として事業着手をしていただけないというふうに、JRと協議を重ねておりますので、今おっしゃったように、六ツ見橋の事業が終わりましたら萩原のほうに着工したいというふうにJRにお願いするというところでございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

次に、1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

私は4点、関連2項目を含め4点ほど質問させていただきます。

まず、関連でございますが、先ほど来から6番、7番議員と話がありましたイベント広場、交流センター等の整備事業のことですが、これはやはり私、もともとのどんな議論をされたか承知しておりませんが、今、このコロナ禍で観光の様式とかも、いろんなことがかなりさま変わりしてくると思います。そういう中で、いま一度立ち止まって考えることは、やはりできないのか。今の国の補助金のこともありますので、例えば先ほどの説明を聞いておきますと、盆踊りをしたいとか、ちょっとそこで休憩とかということでしたら、例えば駐車場で舗装だけして、ベンチをさっと置くとかということでも対応はできると思うんです。

ただ、やはりこの下呂市全体の、先ほども湯之島とか、森とか、いっぱい言われていましたが、やっぱり全体をどうしていきたいんだというビジョンをきちっと立てた上で、後から後悔をされないように、有効に活用できるようなことを考えていけるような余地を残したほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、7番議員が言っておられましたが、学校のタブレット整備の話でちょっと回答のほうに分からなかったの、もう一回端的に教えてほしいんですが、中学生はこの3月までに1人1台という理解でいいのかということと、小学生に関しましては高学年から順次ということでしたが、これは1人1台、低学年まで全部整備するのか、この辺のお考えが分かったら端的に教えてください。

それと、補正予算書の45ページ、総務費のところの電子自治体推進費、庁内情報化推進諸経費臨時ということと、その次の地域情報化対策費の地域情報化推進諸経費臨時という、この2点ですが、今、このコロナ禍を受けて企業に対してテレワークを推進してほしいということで、市長も無線を通じて市内企業にもかなりお願いの情報を発信されているところですが、ここでテレワーク、概要の説明書に、新たな働き方（テレワーク）や会議の在り方に向けた端末等導入費の増

額ということで、ノートパソコン30台、タブレット10台となっていますが、今、現状、役所がどのようなテレワークを行われているのか、これを教えてください。

それと、その次の地域情報化推進諸経費臨時のほうは、これは公民館にW i - F i 環境が整備されるということになっておりますが、この公民館が7になっているのかな、これ、どこがまず対象になっているのか、その公民館というのが。これがどの公民館が対象になっているかということと、あと公の施設も含めどの施設が対象になっているか、分かれば教えてください。以上です。

○議長（中島達也君）

順次、答弁をお願いします。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

今の御質問の広場、それから観光交流センターの見直しということでございますが、今回の補正につきましては、先ほどの質問にも答弁をさせていただきましたが、観光交流センターの変更の補正をさせていただいております。イベント広場につきましては、令和3年度の当初予算で計上させていただきますので、そこをまず御理解いただきたいということと、全体のビジョンでこれはもう5年か6年前から計画をしております、たまたま災害、それからコロナがございましたが、もう既に計画の中でやっておるということで、いつときに考えた計画ではないということだけはまず御理解をいただきたいと思います。たまたま、その災害、コロナがあったものですから、非常に予算が厳しくなり、また工事のほうの関係者も非常に逼迫しておる中で見直しをさせていただきますけれども、この計画は、もう既に5年、6年前からやっておるということを御理解いただき、当然、民間の意見も、委員会を開きながら開催しておりますので、行政の机上だけで考えたものではないということは御理解をいただきたいということと、特に今回、このコロナを踏まえて、我々としてはこの計画の中で、先ほど様式が変わるということをおっしゃいましたが、当然アフターコロナをしっかりと見据えて受入れ環境を整えたい、そういった考えの中で観光交流センター、それからイベント広場は、計画の中でも当然重要だという認識の中でやっておりますので、そこをぜひ御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

1点だけ追加します。

そういう今の観光商工部長の説明のとおりなんです、やっぱり先人がしっかりと計画を立ててやられた中で、我々としても見直しはしっかりとそこで、こういう情勢ですから見直しはしっかりとやっていきますが、やっぱり国の補助金とか、そういうことも、もうぎりぎりなんです。もう令和3年度にやらないと、この計画自体が頓挫するという状況でございましたので、とにかく今、森地区の観光交流センターとイベント広場、これでほぼ森地区、阿多野谷の整備は完結し

ますので、もちろん合掌村のほうは、またさらに進めますが、完結しますので、次は幸田地区、幸田地区の駅前から含めた旧下呂温泉病院跡地の問題のほうに私はシフトをしていきたい。そのためにも、今のこの森地区の事業をしっかりと完結をさせていただきたい、こんなようなつもりで、また当初予算も出させていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也君）

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

先ほどの説明が十分でないということで申し訳ございません。

タブレットにつきましては、一応基準が令和元年度の児童・生徒数2,281人の3分の2ということで1,521台が対象になったということで、そちらにつきましては、本年度、急に物は来ても設定が必要なので今年度いっぱいかかるんじゃないかなと、設定までするのにはと考えております。

基本的には、先ほど言いました中学生が、直接渡すというより、学校のほうに配分ということで御理解いただきたいんですが、あとは小学校6年生、5年生、4年生ぐらいまで行かないかなというふうで思っておるんですが、今の段階で足りないのが七百何台、1,521の半分ぐらいということ、3分の1の部分ですので、につきましては、当然予算も必要ですので、市の単独の経費でということになりますので、当初予算のほうにも要求しまして、予算案の中には入れさせていただいておるんですが、またできれば令和3年度、4年度ということで整備をさせていただければありがたいなというふうで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中島達也君）

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

補正予算書の45、46ページのことですね。庁内情報化推進諸経費臨時1,398万1,000円の件です。

まず、現状の市役所のテレワークの状態ですけれども、職員に貸出用のパソコンを今8台だけ準備しておりまして、それを職員に貸し出して、自宅に持って帰って、必要なファイルとかも入れて対応していただいているというような状況でございます。

それから、次の地域情報化推進諸経費臨時のほうの件で整備する箇所、場所についてということでしたね。公用施設につきましては、クリーンセンター、北消防署、南消防署、小坂分署、萩原保健センター、下呂保健センターの6か所になります。あと、公民館のほうでございますが、あさんず会館、湯屋地区公民館、竹原公民館、上原公民館、中原公民館、小坂山村開発センター、下原公民館の7か所になります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島達也君）

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

ありがとうございました。

先ほどのイベント広場のほうは、ぜひ令和3年度の予算ということなのでまた議論させていただきますが、一度この見直しを行ったという経緯もあるのであれなんだろうが、可能であれば、本当に次へつながるように、もう少し検討していただけるといいかなと思います。

タブレットの件も、ぜひ早期に全員に調うように、これも予算のほうを上げていただいて進めていったらいいなというふうに思います。

また、テレワークにつきましては、やはり企業に求めているテレワークの数からしても、8台とかではとても多分足りない。やはり振興事務所の機能強化という面からしても、そういうところでテレワークでつながるといっても結構大事だと思いますので、そういうことも含めて今後検討していただきたいということをお願いしておきます。

最後は、公民館等にWi-Fiを整備していただけることは非常にいいことだと思いますし、これを活用できるように、その先、逆に自治会に対して、やっぱりそれを使えるようなこと、それを今度何か考えていっていただきたいなど、それをお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長（中島達也君）

あと質疑を11番議員、13番議員が予定されておりますが、ほかまだございますか。

[挙手する者なし]

ないようですので、お二人が終わりましたら質疑を終了したいと思います。

[挙手する者あり]

まず初めに、11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

私、253ページの金山病院の件でお聞きをいたします。

今回、この補正予算書には企業債1億の借入れが計上されております。それで、このコロナの影響も大であったというようなことで借入れが必要になったということでもありますけれども、実は一昨年、今の金山病院の内科に勤務されておる内科医が1名辞められたということで、それが原因で赤字になったということで、その当時、相当な金額、赤字補填をされました。そういうことから、その後、その医師不足というのは解消されたのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（中島達也君）

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

一昨年の8月、内科医師が1名退職をいたしまして、議員がおっしゃいますように収入が大きく減少したということで、市からの繰入金をもっと1億ほど頂いたという経緯がございます。

今年度に入りまして、内科医については2名になったものが3名、1名増えまして、外科医につきましても1名増えて、現在、内科医師が3名、外科医師が4名というような形で来ておりま

す。今年度に入りまして医師が充実したということで、収入も上がることを期待しておったんですけれども、昨年1月頃からのコロナの影響で収入が減少しまして、借入れをするようなことになったといったことをございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

医師不足が解消できたということであれば結構なことですが、実際、どこの地域におきましても、やっぱり医師不足は問題でありまして、特に昨今、地域枠というのがありまして、なかなか医師の招聘がかなわないというような難しい部分があるそうです。

私は、この金山病院ですね、市にとっても市民にとっても本当に地域医療の拠点であって、大事な施設であるということは認識をしております。その大事な大事な医療施設をこれからも安定経営をしていただくということが重要ですので、こういったコロナのほうも、まだ終息するまでに数年かかると思いますし、そしてまた患者の減少という問題もあります。それから、医師の招聘の問題もなかなか難しい部分があるというような、そういった原因、そういった問題がありますので、そういったものを今後乗り越えていただいて安定経営を目指していただきたいなという、お願いをしておきます。

○議長（中島達也君）

答弁はよろしいですか。

○11番（一木良一君）

あったらお願いします。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

ありがとうございます。

我々も本当に今回、たまたま内科医の問題がクリアできたんですが、決定的な医師不足は本当に解消できていないということで、金山病院の院長とも本当に岐大へ頻繁に出向いて、これは従来からやっておることですが、それもしっかり継続をさせていただきたいというふうに思っておりますし、下呂温泉病院も含めて金山病院もお医者さんの、やっぱり住居の問題もちょっと御提案もいただいております。その話も含めて、お医者さんがやっぱりこちらへ来て、しっかりと住環境を整えて、そしてしっかりと医療に携わっていただけるような、そういう環境も何かそのものをPRできるものを我々も今後見つけていく必要があるということで、これも本格的に議論を進めていきたいと思っております。

また、隣の白川病院も、実はいろいろと向こうのほうに聞き取りに行っ、どのような形で事業運営をされているのかと、そこで金山病院と何かコラボできる、リンクできる話はないかとか、

広域医療も含めていろいろと考えていきたいと思っております。

また、いい話としては、岐阜大学の医学部に下呂出身の学生さんが合格をしてくれまして、その方は地域医療を志すということで、県と市の奨学金を受け取っていただいて、将来は下呂のほうで医療に携わっていただけることを強く期待しておりますし、御本人も強く希望してみえますので、そういう地元出身のお医者さんもこれからしっかりと育てていきたいなというふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

大変市長から力強いお言葉をいただきました。本当にこういった医療問題は、時間もかかりま
すし、一朝一夕ではなかなか、すぐにはできないという問題がありますけれども、今後、県病院
やら、そして県とも協力し合って、ぜひともこの医療体制を整えていっていただきたいと思いま
す。お願いをしておきます。よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

次に、13番 中島新吾君、簡潔にお願いします。

○13番（中島新吾君）

最初に、ページ87、88、先ほど取り上げられていますけれども、コロナ対策で感染症対策消耗
品、それから事業者運営支援交付金、こういうのがマイナスになったよということで質問があっ
たんですけれども、大筋は部長も答えていただきましたし、市長も大枠でのお話をされました。
緊急で制度設計そのものがしっかりできずに、とにかく助けようということでやられたこと
なので、こういう結果になったことは残念ではあったけれども、市の姿勢を示すという意味では事
業として意味があったと思うんです。

ただ、先ほども皆さんの意見の中にあつたんですけど、国や県のその支援が届かない隙間を含
めてこういう手を打たれたんですけれども、それが本当に皆さんが求めているところの隙間に手
が届いたかどうかということは、やっぱりチェックすべきだというふうに思うんですね。

市長が繰り返し言われているように、市民の意見を聞くとか、出かけていくという言葉を使わ
れるわけですから、まさに今回、例えばですよ、この消耗品購入支援ですけれども、2万円です
よね、購入費のアンダーラインが。そうすると、1万5,000円ぐらいで店は済んだというと、も
う対象外になっちゃってとか、そんな話も具体的に聞いています。ですから、本当にちょっとの
ことだと思っんですね、気持ち。

それから、持続化給付金の100万とてんびんをかけて待っていたという業者の皆さんとか、い
ろんなリアルな話があるわけで、やっぱりそこを受け止める市の、商工会の皆さんと話し合いは絶
対大事ですけれども、市そのものが主体的にそういう皆さんの声を聞くというリアルな仕組み、

取組というのはこれから必要だと思います。

特に今度、地方創生臨時交付金が下呂市に3億2,000万円の交付が決まりましたね。これをどう使うのかという点でいくと、2波のときより今度のほうが業者が受けたダメージは大きいので、やっぱり本当に県や国の制度の隙間にしっかり支援の手を差し伸べていただきたいので、経験から学んで対応してください。これについて部長のほうから、今のレベルについてお聞かせください。

それから、2つ目です。合掌村事業特別会計の補正予算について質問します。

今回の補正は、使途不明金事件の被害額について、令和元年度の決算書の現金預金残高と実際に保有する現金と預金残高の差額を損益修正したものであり、決算上での事件による危害を正すもので、当然行うべき会計上の処理です。だから、こういう処理をし、補正予算を出されたということに反対するとか、問題があるというつもりは全くありません。ただ、今回の事件が市民の皆さんにとって、なぜこんなことが起きたんだ、なぜこんな犯罪が起きたのか、なぜ不正が見抜けなかったのか、この被害額はどのように処理されるのか、まさか税金で補填などするんじゃないだろうかと、こういう本当に皆さんの声、疑問、不信が大きくあるわけですね。その中で、市民の皆さんに税金を使ってこの事件で問題になったお金を、そこに税金を充てるんじゃないですよということをしっかり伝える必要がありますよね。今回、そうではないですね。会計上の処理ですね。

ですから、そういう市民への説明というのは、まだしっかりされていないと思うんです。その部分をしっかりすることが必要だと思うので、さっきの補正予算書の説明書で245ページに二、三行、先ほど部長が読み上げましたよね。これでは市民の方、分からないですよ、難しいですね。だから、本当に分かる形で市民にお知らせする必要があると思うんですが、この点どうしていくのか、ここのところをお聞かせください。

それから、同じく2つ目ですけれども、その意味で私、議会運営委員会からこの場でこの議論をするんじゃなくて、予算委員会のほうに付託してしっかり議論すべきじゃないかという提案をしたんですけれども、議運ではこの本会議で済まそうということになりましたけど、やっぱりしっかり議論すべきだというふうに今も思っています。というのは、私たち議員や議会が、そして執行部もそうですけれども、二度とこのような事件が起こらない対策を本当に話し合って提案していくこと、対策を打つことが本当に求められているわけですね。

今、市は、業務内容や、そのやり方などを検討して、多くの職員の皆さんや市民の皆さんのアドバイスを受けて、改善、改良するという取組を一生懸命やってくださっています。それだけではいけないと思うんですよ。

この間もここで発言しましたけれども、住民に奉仕すると誓った市職員がなぜ市民を裏切ってこのような行動に走ったのか……。

○議長（中島達也君）

新吾議員……。

○13番（中島新吾君）

もう少しで終わります、質問を。

その内容と本当の原因を解明していく姿勢が私たち議会にも執行部にも問われていると思うんですが、この問題についてお答えください。

○議長（中島達也君）

順次、答弁をお願いします。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

まず、コロナの支援の件でございます。

消耗品、それから支援金につきましても、先ほど来申し上げましたが、結果としては500社を見ておる中で200足らずということでございましたが、当然、今回のそういった経験を踏まえ、先ほど中島議員からございましたが、第3次補正も聞いておる中で、これは市長にも御出席をいただきましたが、商工会との意見交換、その1次、2次の支援も踏まえて、それから先ほど中島議員が言われましたが、周知の方法、これも先ほど2万円ということもございましたが、もちろんそういった問題もございますけれども、まだまだ周知が行っていないところも、本当にこれは実際ございました。何度も広報させていただきまして、それから紙の広報であったり、広報もさせていただいたんですけれども、まだまだこの2月の末になって本当に急に駆け込みで、2月の中旬のチラシを見て来たとか、こういうことも聞きまして、我々としては十分やったつもりでおったんですけれども、結果としてそういう結果を聞いておりますので、しっかりとその辺は、先ほど職員の話をしていただきましたが、部長会議等で職員に徹底をして、職員にもいろんなその住民のお話を聞いていただく。もちろん、そこで説明ができればいいのですが、できない場合は商工課、それから紹介いただくとか、そういったところで、まず職員に周知徹底をさせていただき、また商工会、それから御意見をいただいた中で周知方法も考えてということと、それから隙間ということで基本的には考えておりますが、この3次補正ができてまいりますけれども、これまでの事業、支援制度をもう一回確認をさせていただきまして、制度設計をしっかりと3次補正でしていきたいと思っておりますので、特に不要不急で今回大きな減少があった、それから飲食店の時短によって影響があったというところで、今、国のほうから60、40というように聞いておりますけれども、それがもう50%と聞いておりますので、当然、それ以下はどうするのかというところも聞いておりますし、60、40では足りないよということも聞いておりますので、そういう点はしっかりと聞いて、第3次国の補正で反映させていただく、もちろん事前にしっかりと御意見を聞いていきたいというふうに思っております。

それから、合掌村につきましては、当然、説明責任はございますが、今回の補正では、私、担当の観光商工部としては、まず2億6,500万というこの使途不明金の総額をこの予算に反映しなければならぬと、これによって、まずこの金額は、市民の方に予算上ちゃんと上げたよというところはまず御理解いただきたいというところで補正をさせていただきました。先ほどの注記事

項の5段内については1億7,000であるとか9,000なんていう数字が出てきておりますけれども、その説明をさせていただきますが、まず2億6,500万という使途不明金の全額を、総額をまずは予算書に上げたということを御理解いただいて、当然、早急に市民の方に、先ほど中島議員が言われましたが、どうやってこの処理をしていくんだというところ、当然、一般財源は入るんじゃないだろうなというところもござりますが、まずはこの金額をこの補正で上げさせていただきます、しっかりと現実に合った予算を令和3年度に立ち上げ、そこから市民の方に御理解をいただくように取り組んでまいります。今、経営改善委員会のほうでも改善となる御提言をいただきまして進めておりますし、また後ほど条例改正をさせていただきますが、市民にも無料で入っていただくということで、特に市民の方に合掌村を知っていただくと、見ていただくところから始めたいと思いますので、早急に委員会とともに市民に説明できるようなことで積極的に進めてまいりますので、どうかよろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（中島達也君）

市長。

○市長（山内 登君）

すみません、手短かにちょっと追加させていただきます。

まず、1点目の支援の問題については、何とか第4次支援をしっかりと、今、制度設計をしております。おっしゃるとおり、時間短縮で今御努力を賜っておるところには協力金という形で行っておるわけですが、そういうところではない、今、私がこの1か月でも酒販組合、そしてコンパニオンの方々、芸妓の方々、喫茶店の方々からも御要望を承っております。そういうところで支援を受けていない、そういう業種を、今、一生懸命洗い出しております。そして、この前も商工会と会議を催させていただきました。本当に漏れがないように、裾野の広い、支援が行き届いていないところ、今ここを重点的に洗い出して、支援策をまた御提案させていただきますので、よろしくお願ひします。

また、合掌村につきましては、今年の5月、6月で1年がたちます。1年たったところでは、やっぱり市民の方々に何らかのしっかりとした説明をする必要があると思います。それも今考えておまして、各区を回ってパワーポイントで、なぜこうなったのか、そしてその補填はどのようにやっていくのかということも説明する必要があるのかなというふうに考えております。ちょっと時間はかかるかもしれませんが、その辺りも私自身が出向いて丁寧に説明する必要があるのだらうなというふうに考えておりますので、またその点も御報告させていただきたいと思ひます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

今の市長の答弁、そのまんま受けたいと思ひます、支援について。本当に深刻な皆さんにしつ

かり対応してください。

それから、合掌村ですが、部長の言われることはよく分かります。本当に今市長が言われたように、市民に分かっていただくということが何より大事です。この間、たしか副市長が広報の5月号ぐらいに一定のページ数を使って経過説明をすることも考えていると言ってみえましたが、ペーパーだけでは当然足りない、市長の言われるように、出かけていってお話しするというのも非常に重要だと思います。こういうことをすることでつながりができるわけですので、ぜひこのところをお願いしたいと思います。

私たちは、会計の処理が終わったから、これができたからという今回の補正予算ですけれども、やっぱり市民の皆さんの今のレベルでの感情を考えると、私たちは今回の補正予算、認めることはできない。処理したことは認めますけど、今回の補正予算については認められないという立場で向かいたいと思います。

○議長（中島達也君）

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま御説明いただきました議第7号から議第18号までの12件については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第7号から議第18号までの12件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第7号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第22号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第6号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

り決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は15時30分といたします。

午後3時16分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎市長施政方針説明

○議長（中島達也君）

日程第23、市長施政方針説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

令和3年第2回下呂市議会定例会が開催されるに当たり、本日提案いたしました当初予算案をはじめ各議案の御審議をお願いいたしますとともに、令和3年度の市政運営の基本方針について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解をお願い申し上げたいと思います。

昨年を振り返りますと、市長に就任した4月以降、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害、下呂温泉合掌村の不祥事と、相次いで発生した危機事案への対応に追われる一年となりました。令和3年度の市政運営に関する御説明に先立ち、こうした危機事案への対応について御説明を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症は、一年を通じて感染拡大が継続し、現在、感染流行の第3波に見舞われております。本市におきましては、市民の皆様の懸命な御努力により、市内での大規模な感染拡大は発生しておりませんが、長期間にわたる感染拡大により、市民生活や地域経済への深刻な影響が懸念される状況となっております。

こうした状況に対応するため、現在、市では、第4弾となる総合対策の準備を進めております。近く始まる予定のワクチン接種に対しましても万全の対応を講じながら、大規模な感染拡大の阻止と市民生活・地域経済への影響緩和に向けた対策に全力で取り組んでまいります。

次に、令和2年7月豪雨におきましては、人的被害こそ免れたものの、全壊4戸をはじめ多くの住家被害が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方々がおられます。一刻も早く元の日常を取り戻すことができるよう、国・岐阜県とも緊密に連携して、全力で復旧・復興を進めま

す。

また、本市は、平成30年7月、昨年7月と立て続けに豪雨による大きな被害を被りましたが、こうしたことから、地球温暖化の影響による災害の大規模化と頻発化といった現象が、少なくとも本市においては、既に現実のものとなりつつあると考えられます。こうした強い危機感を持ち、可能な限り適応復興の考え方を取り入れながら災害復旧を進めるとともに、ハード・ソフトの両面で災害に強い強靱なまちづくりを進めます。

次に、下呂温泉合掌村の不祥事は、本市にとって前代未聞の不祥事であり、市民の皆様からの市政に対する信頼を著しく失墜させました。この事件は、職員個人が犯罪行為を行ったという点と長期間にわたる不正行為を組織として見抜けなかった点で、まさしく組織の危機と言うべき事件であると考えております。市役所の自浄能力が問われる事態であるという強い意識の下、私自身が先頭に立ち、失った信頼の回復に向けて、再発防止策の実行に職員一丸となって取り組んでまいります。

また、被害金の回収や弁済につきましては、多くの困難を伴いますが、市民の皆様の御理解をいただけるよう、法的な措置を含めて毅然として対応を進めてまいります。

こうした危機事案に対する必要な対応を継続しながら、令和3年度は、昨年の市長選挙でお示した公約の実現に向けて、具体的な政策を本格的に推進してまいりたいと考えております。

市政を取り巻く課題は多岐にわたり、困難も予想されますが、市長就任後の所信表明でも申し上げました「ワンチーム」「熱いリーダーシップ」「夢に向かって」の3つの基本姿勢に立って、議員各位をはじめ、市内各地域にお住まいの皆様と率直に議論を重ね、困難な課題の解決に立ち向かってまいります。

市長就任以降、コロナ禍による様々な制約はありましたが、可能な限り市内各地へ出向き、市政の現場を自らの目で確かめながら、市民の皆様のお話を直接お聞きしてまいりました。本市が豊かな自然や文化・伝統といった地域資源に恵まれ、全国や世界に誇ることができるまちであることを改めて確認いたしました。同時に、市の将来を左右しかねない多くの課題についても強く認識したところです。

本市にとって最大の課題は、人口減少の問題です。中山間地に位置する本市は、全国よりも早いペースで高齢化や人口減少が進んでいます。本格的な人口減少時代が到来し、人口減少は避けられない状況にあると言われていますが、地域の活力を大きく低下させかねないこの問題に対しては、あらゆる対策を講じ、可能な限りその減少の幅を小さくし、後世にしっかり引き継ぐことのできるまちづくりを進めてまいります。

間もなく旧5町村の合併から17年が経過いたしますが、多くの方から地域間の格差に関して御意見をいただきます。広大な面積を有する市ではありますが、お住まいの場所によって市政との距離感に差が生ずることがあってはなりません。成り立ちも伝統・文化も異なる5つの地域がそれぞれの魅力を発揮し、活気ある地域づくりを進めることができるよう、かねてから申し上げてきた振興事務所の機能強化に着手いたします。また、行政サービスに格差が生じることがないよ

う、進化が著しいデジタル技術を積極的に導入し、市民の皆様により身近な行政サービスの構築に努めます。

本市は、年間を通じて多くの観光客が訪れる観光都市であります。これまで観光関係者の方々を中心として、地域資源を生かしたエコツーリズムの取組が積極的に進められていますが、こうした関係団体の取組と積極的に連携を図り、観光を通じたまちづくりを進めてまいります。

本市は、広大で豊かな森林と森に育まれた清流、温泉といった多くの自然環境に恵まれた全国屈指の都市であります。昨年、本市でエコツーリズム推進全国大会が開催されましたが、豊かな自然と経済活動を調和させる、こうした取組に代表されるように、環境、経済、社会を融和させ、持続可能な社会づくりを目指すSDGsが大きく注目されています。全国屈指の自然環境に恵まれた下呂を活気のあるまちとしていつまでも持続させることができるよう、本市は市政運営にSDGsの考え方を積極的に導入してまいります。

市政にはこうした多くの課題が山積しておりますが、一つ一つの課題を解決し、市民の皆様がわくわくすることのできる下呂市づくりを前へ進めるため、令和3年度は、市長選挙の公約に掲げました「活力と魅力あふれるまちづくり」「安全安心なまちづくり」「市民本位のまちづくり」の3つの方針を基本方針として市政の運営を進めてまいります。

次に、この基本方針に沿って、令和3年度に予定しております主要な取組について御説明いたします。

1つ目の方針は、「活力と魅力あふれるまちづくり ～住んでいる人たちの笑顔あふれる下呂市づくり～」でございます。

本市は、温泉をはじめとして森林や清流といった豊かな自然環境に恵まれております。加えて、2027年に開業予定のリニア中央新幹線岐阜県駅から1時間圏に位置しており、今後、主に首都圏からの新たな人の流入が期待できる大きな追い風の中にあります。この絶好の機会を生かすため、下呂ならではの魅力を最大限に生かした魅力的な産業や仕事づくりへの取組を進めるとともに、並行して新たな人を下呂に呼び込むための取組も進めてまいります。

こうした取組の中で、特に令和3年度におきましては、国から交付される森林環境譲与税を活用し、林業の活性化に向けて重点的な取組を進めてまいります。昨年7月の豪雨災害においては、森林整備が本市にとっていかに重要なことかを痛感させられました。市内の9割以上を占める森林を持続的に守り育てていくために、林業を活性化させ、本市にとって魅力のある産業とすることが必要です。

林業活性化に向けて、まずは森林整備の前段作業となる森林経営管理制度を活用し、森林意向調査を進めます。また、災害の要因となる森林の荒廃を防止するため、谷沿いに倒れ込んだ倒木を処理するためのい谷沿い倒木処理事業などの新たな事業を実施します。

加えて、間伐や植林などを推進するためには人材育成も重要であり、新たに岐阜県森林文化アカデミーなどの林業に関係する学校への就学に対する支援も行います。

コロナ禍によって大きな影響を受けている観光関係では、下呂市DMO委員会を中心として、

官民が一体となって着地型観光を推進し、誘客の促進、受入れ環境の整備や観光消費額の拡大を図ります。

移住定住の関係では、U・I・Jターンで転入された方に対する家賃や住宅購入費に対する助成や、移住希望者に対する住まいと仕事のマッチングなど、きめ細やかな支援を継続するとともに情報発信を行います。

令和2年度に3億8,000万円の寄附金が集まる見込みとなっているふるさと納税につきましては、今後もより多くの寄附を安定的に募るため、市内協力事業者の皆様と連携して戦略的に事業を進めます。

雇用関係では、新規学卒者や移住希望者の市内事業所への就職を促進するための事業や、市内における新規創業を促進するための事業など、働く場の確保と地域経済の活性化に向けた取組を行います。

農業関係では、遊休農地の発生防止と優良農地の保全・確保、農業者の支援を進めるとともに、農業後継者や新規就農者の確保を目指して、県・JA等関係機関と一丸となり、相談から就農準備、就農後のフォローアップまで一貫した支援の充実を図ります。

畜産関係では、畜産農家と飼育頭数の減少に歯止めをかけるため、空き牛舎を活用した就農への誘導、増頭への取組、意欲ある新規就農者の支援にも取り組みます。

農業基盤整備については、地域の御協力をいただきながら、引き続き県営中山間総合整備事業や経営体育成基盤整備事業などの事業を効率的かつ広範囲に展開します。また、災害に備え、農業用施設の防災、減災機能を高めてまいります。

2つ目の方針は、「安全安心なまちづくり ～市民を守るまちづくり～」でございます。

本市は、中山間地に居住地が点在しており、通学・通院・買物などの移動手段の確保や、全国的にも進む高齢化への対応など、日常生活における安全・安心の確保に向けて取り組むべき課題が山積しています。また、立て続けに発生した豪雨災害の経験から、地域防災力、インフラ整備の両面で災害に強いまちづくりに向けた取組も喫緊の課題となっています。こうした一つ一つの課題に丁寧に向き合いながら、お住まいの地域や年齢によって不安や不便を感じることなく、安心して健やかに暮らすことができるまちづくりを進めます。

こうした取組の中でも特に令和3年度は、喫緊の課題となっている地域の公共交通網の充実、高齢者福祉の充実、地域の安全・安心の確保、デジタル化といった課題に重点的に取り組んでまいります。

まず、公共交通網の充実の関係では、令和2年度から運行を開始した小坂地域と馬瀬地域のデマンドバスの運行について、運行の実態や地域のニーズに即した運行の見直しを行います。今後も、地域の皆様方とともに利用者の目線に立った交通網の構築に努めてまいります。

高齢者福祉の充実の関係では、安定した介護サービスの提供に向けて、福祉施設における設備の更新を進めます。また、介護人材の確保対策として、初任者研修の開催や介護現場における省力化・機械化、トライアル雇用、訪問介護事業等に対する支援を行います。

地域の安全・安心の確保の関係では、引き続き地域防災力や消防力の強化に向けた取組を進めます。昨年7月の豪雨災害では、消防団の皆さんには連日の災害出動をお願いし、地域防災の要として御活躍いただきました。地域防災における消防団の役割の大きさを踏まえて、消防団の皆さんの御苦勞にお応えするため、災害時の出動手当を1日当たり3,000円から7,000円に拡充します。また、小学校の正門前や地域での防犯カメラの設置を進めるほか、引き続き、高齢ドライバーの自家用車への急発進抑制装置の設置に対する補助を実施します。

デジタル化の関係では、下呂ネットサービスの譲渡民営化に向けて、放送通信機器の更新や地域情報通信基盤の資産把握などの取組を進めます。また、県が県・市町村一体で進めている行政手続の電子化を本市でも導入し、スマートフォンなどから行うことのできる行政手続を拡大します。

国のデジタル化改革では、マイナンバーカードの取得促進が大きな柱となっております。本市は、夜間・休日の臨時窓口開設や出張受付などの取組を積極的に進め、本年1月末の交付率では27.5%となりました。この交付率は、県内21市では第1位、42市町村全体でも第2位となっております。今後も、このカードの取得促進に向けた取組を積極的に進めます。

こうした取組のほかにも地域医療の関係では、医師会や県、飛騨地域の市村と連携して、医師確保に向けた取組を継続して実施してまいります。

健康づくりの関係では、市民の皆様の健康づくりをさらに強化するため、「食生活」「運動」「健診」を重点に展開してまいります。子供の頃から減塩を意識できるように、乳幼児や小学校高学年への尿中塩分測定検査など、食生活改善に向けた取組を進めます。

インフラ整備の関係では、小坂町門坂地内の国道41号被災現場の早期本復旧をはじめ、国道41号屏風岩改良事業及び門原防災事業の早期完成や、新たにその北側の三原防災事業の早期事業化を目指して、強力に働きかけを続けてまいります。また、濃飛横断自動車道につきましても、2027年のリニア中央新幹線の岐阜県駅開業を見据えて、県、近隣市町村及び関係団体と緊密に連携して、さらなる事業の推進を図ります。

さらに、昨年の7月豪雨災害で迂回路としてその重要性が再認識された国道257号線や、主要地方道宮萩原線をはじめとする県管理道路につきましても、県に対して強力に事業の推進を働きかけてまいります。

また、市が管理する市道については、道路改良事業をはじめ、橋梁の耐震化・長寿命化修繕、老朽化対策、通学路の交通安全対策事業など、市民の暮らしを支える道づくりを計画的に進めてまいります。

3つ目の方針は、「市民本位のまちづくり ～「市民参加」「市民目線」をキーワードとしたまちづくり～」でございます。

お住まいの地域によって、市民の皆様の間で行政サービスの格差が生ずることがあってはなりません。どの地域でも同じ行政サービスが提供され、市民の皆様の声が行政に反映されることが活力のあるまちづくりの前提となります。それぞれの地域の拠点である振興事務所が市民の皆様

のよりどころとなれるよう、機能強化に向けた取組を進めます。

また、ごみ処理や子育て支援、教育のような日常生活に身近な行政サービスについて、質の高いサービスの提供を進め、現在お住まいの市民の皆様がいつまでも住み続けたいと思うことのできるまちづくりに取り組んでまいります。

こうした中で、特に重点としておりますのが振興事務所の機能強化です。本年4月からは各振興事務所に課長級の副所長を配置し、振興事務所の体制を強化します。様々な相談事を気軽に相談していただける場とするための取組を進めてまいります。

次に、子育て支援の関係では、保育環境の充実に向けてこども園の施設改修などの取組を進めるとともに、新たに公約の一つである、乳幼児の紙おむつ処分用ごみ袋の支給事業を実施いたします。

環境関係では、ごみの総量抑制やリサイクル活動の強化に向けた取組を進めます。公約として掲げております、ごみ袋代金の一部無料化・値下げにつきましては、令和4年度からの実施に向けて鋭意準備を進めてまいります。

公園整備の関係では、観光都市にふさわしく、観光客と市民が気軽に集い、交流できる場として、仮称ではございますが、イベント広場の整備を進めます。下呂駅周辺エリアの整備につきましては、旧下呂温泉病院跡地の整備に関する本格的な検討を進めます。同時に、各地域の公園整備や遊具の設置への取組を積極的に進めてまいります。

教育の充実の関係では、現在進めている萩原小学校長寿命化改良工事を引き続き進めてまいります。また、新たにスクール・サポート・スタッフを配置し、教員の負担の軽減による教育の質の向上を図ります。

また、金山地域4小学校の統合につきましては、保護者や地域の皆様の御理解、御協力の下、今年4月の新たなスタートに向けての準備がおおむね整いました。今後、統合に伴い閉校となる3小学校の施設の利活用について、3校区それぞれに活用検討組織を立ち上げ、地域の皆様とともに検討を進めてまいります。

本年は、コロナ禍により延期となった東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されています。4月4日には下呂市で聖火リレーが行われ、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアでは、国内外のトップアスリートによるオリンピック・パラリンピックの事前合宿も予定されています。また、10月には全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2021）も開催が予定され、下呂市は、武術太極拳とオリエンテーリングの会場となっています。こうした大規模なスポーツイベントを通じて下呂市の魅力を発信してまいります。

以上、主要な事業の一端について、その概要を申し上げましたが、その他の取組については、お配りしております別冊におきましてその概要を記載しておりますので、御覧いただきますようお願いを申し上げます。

こうした令和3年度の市政運営を支える市役所の組織でございますが、先ほども申し上げましたように、振興事務所の機能強化に向けて、課長級職員を副所長として配置します。また、下呂

温泉合掌村の不祥事を受けた対応といたしまして、監査委員等から指摘をいただきました会計課長の会計管理者兼務につきましては、令和3年度から兼務を解き、部長級の会計管理者を配置いたします。また、監査機能の強化を目的に、議会事務局長が兼務しておりました監査課長についても兼務を解き、新たに配置することとしております。

なお、組織の再編については、令和4年度に向けて、市民にとって分かりやすい組織、市民の声に迅速に対応できる組織体制を目指して検討を進めてまいります。

令和3年度に実施する全ての事業費を積み上げますと、一般会計の予算額237億9,000万円で、前年度対比13億8,000万円、6.2%の増と、2年連続の増額となりました。

これは、施設の整備や老朽化による改修、令和2年7月豪雨災害による災害復旧によるもので、主に一般廃棄物最終処分場整備、萩原小学校長寿命化改修などの大型事業と、市道、農道、林道及び農地の災害復旧費などがございます。

これらの財源としましては、国の補助金や過疎対策事業債などの有利な市債の活用を見込んでおりますが、将来に向け施設の整備や更新を計画的に実施していく必要があることから、市債を34億3,000万円計上し、対前年度比11億5,000万円の増となりました。

また、一般会計全体として効果的な事務事業の実施に向け、財政調整基金の計画的活用額5億円、その他の特定目的基金7億5,000万円を活用いたします。

一般会計の主な歳入について、市税では3億6,300万円の減額となっております。新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、個人住民税で1億1,400万円、固定資産税は、軽減措置による影響で1億7,400万円の大幅な減収見込みとなっております。

また、歳入の3分の1を占める地方交付税のうち普通交付税は、国の令和3年度地方財政計画に基づき令和2年度予算額から微増を見込んでおりますが、税収等の収入額の落ち込みが予測される中、国が示す臨時財政対策債の枠拡大を考慮し、臨時財政対策債を対前年度3億円増として歳入の補完ができるよう対応しております。

以上、令和3年度の市政運営の基本方針並びに主要な施策の概要について御説明申し上げましたが、こうした施策の推進に当たりましては、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力が必要不可欠です。いつまでも持続可能な「わくわく下呂市」の創造に向けて全力を傾注して取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和3年度の施政方針の御説明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議第19号から議第23号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第24、議第19号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について、日程第25、議第20号 下呂市障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について、日程第26、議第21号

下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第27、議第22号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第28、議第23号 下呂市老人福祉施設の指

定管理者の指定について、以上5件を一括議題といたします。

最初に、議第19号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

議案書の17ページをお願いいたします。

議第19号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市下呂上ヶ平サンビレッジ。
2. 指定管理者となる団体の名称、愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地1、スポーツマックス・三幸共同事業体、代表者、株式会社スポーツマックス代表取締役 兵藤大二郎。
3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間となります。以上でございます。

○議長（中島達也君）

次に、議第20号から議第23号までの4件について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

議案書の19ページをお開きください。

議第20号 下呂市障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市障がい者総合支援センター。
2. 指定管理者となる団体の名称、下呂市萩原町萩原875番地2、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会会長 大前一廣。
3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。

議第21号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年2月25日提出。

1. 施設の名称、やすらぎセンター四美。
2. 指定管理者となる団体の名称、下呂市萩原町萩原875番地2、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会会長 大前一廣。
3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、議案書の23ページをお開きください。

議第22号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年2月25日提出。

1. 施設の名称、やすらぎセンター萩、小坂デイサービスセンター、上原デイサービスセンター、金山デイサービスセンター、デイサービスセンターつつじ苑。

2. 指定管理者となる団体の名称、下呂市萩原町萩原875番地2、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会会長 大前一廣。

3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案書の25ページをお開きください。

議第23号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年2月25日提出。

1. 施設の名称、養護老人ホームあさぎりサニーランド、特別養護老人ホームあさぎりサニーランド、特別養護老人ホームかなやまサニーランド。

2. 指定管理者となる団体の名称、下呂市萩原町羽根2710番地3、社会福祉法人下呂福祉会理事長 熊崎敏彦。

3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。4議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第19号から議第23号までの5件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

◎議第24号から議第31号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第29、議第24号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、日程第30、議第25号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第26号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第32、議第27号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第33、議第28号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第29号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第30号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第31号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務

等に関する条例の一部を改正する条例について、以上 8 件を一括議題といたします。

最初に、議第24号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

議案書の27ページをお願いいたします。

議第24号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年2月25日提出。

提案理由です。今年度廃止となる施設を削除し、小学校の統合により廃止となる学校施設の一部を社会体育施設として継続利用するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細の説明を要綱にて説明いたします。

30ページを御覧ください。

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、先ほど申し上げましたので省略させていただきます。

2. 概要、(1)下呂市社会体育施設の位置、使用時間を定める別表から下呂市下呂テニスコート、下呂市金山東グラウンド、下呂市馬瀬栃尾ふれあいの広場を削除し、下呂市金山下原体育館、下呂市金山下原グラウンド、下呂市金山菅田体育館、下呂市金山菅田グラウンド、下呂市金山東第一体育館、下呂市金山東第一グラウンドを追加します。別表第1、第2関係でございます。

(2)下呂市社会体育施設の使用料を定める別表から下呂テニスコート及び馬瀬栃尾ふれあいの広場の使用料部分を削除し、下呂市金山下原体育館、下呂市金山下原グラウンド、下呂市金山菅田体育館、下呂市金山菅田グラウンド、下呂市金山東第一体育館、下呂市金山東第一グラウンドを追加します。別表第3関係でございます。

(3)この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第25号から議第27号までの3件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

議第25号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。非常勤の特別職職員に産業医、いじめ問題対策連絡協議会委員、いじめ問題専門委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員を追加し報酬及び費用弁償を定めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をいたします。

34ページをお願いします。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)別表(第2条、第5条関係)に「産業医」「いじめ問題対策連絡協議会委員」「いじめ問題専門委員会委員」及び「いじめ問題再調査委員会委員」を追加します。別表関係でございます。

(2)この条例は、令和3年4月1日から施行します。附則関係でございます。

引き続き、35ページをお願いします。

議第26号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年2月25日提出。提案理由でございます。原則禁止としていたオンライン結合による個人情報の提供について、条件つきで可能とすること及び条例上不備のあった事項について削除するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明いたします。

37ページをお願いします。

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をいたします。

2. 概要、(1)同様の規定が第8条に存在するため削除します。第7条第3項関係でございます。

(2)法令等に定めがあるときはオンライン結合を可能とするよう規定します。第9条第2項関係でございます。

(3)この条例は、令和3年4月1日から施行します。附則関係でございます。

引き続き、39ページをお願いします。

議第27号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。令和3年度分国民健康保険税の税率及び税額等を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をいたします。

46ページをお願いいたします。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、令和3年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるとともに、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでござい

ます。

2. (1) 医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更いたします。

下記の表の朗読は省略をさせていただきます。次の(3)(4)(5)についても同様に省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(2) 国民健康保険税の減額に係る所得の基準額を33万円から43万円に引き上げ、世帯に給与所得者等（給与所得を有する者及び公的年金所得を有する者（給与所得を有する者を除く。））が2人以上いる場合は、当該基準額に給与所得者等の数の合計額から1を減じた額に10万円を乗じて得た金額を加えます。第23条関係でございます。

(3) 世帯所得が43万円プラス（給与所得者等の数マイナス1）掛ける10万円を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。7割軽減でございます。

47ページを御覧ください。

これにつきましては、第23条第1号関係でございます。

(4) 世帯所得が43万円プラス（給与所得者等の数マイナス1）掛ける10万円プラス28万5,000円掛ける被保険者数を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。5割軽減でございます。第23条第2号関係でございます。

(5) 世帯所得が43万円プラス（給与所得者等の数マイナス1）掛ける10万円プラス52万円掛ける被保険者数を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。2割軽減でございます。第23条第3号関係でございます。

(6) 附則第4項中の字句を改めます。法第703条の5に規定する総所得金額に山林所得金額を加え、同項の読替規定として「110万円」とあるのを「125万円」に改めます。制定附則第4項関係でございます。

(7) この条例は、令和3年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(8) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

以上3議案、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第28号について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（野村直己君）

それでは、議案書の49ページをお開きください。

議第28号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。下呂市農林漁業体験施設である「下呂市まるかりの里」について、認

可地縁団体である久野川町内会に無償譲渡するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明させていただきますので、53ページを御覧ください。

下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例要綱。

1の改正理由につきましては提案理由と同じでございますので、省略させていただきます。

2. 概要、(1)「下呂市まるかりの里」を下呂市農林漁業体験施設条例から除外します。第2条及び別表関係でございます。

(2)この条例は、令和3年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第29号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書の55ページをお開きください。

議第29号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について。

下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。下呂市下呂温泉合掌村条例第9条において、「合掌村を利用する者は、別表第2に掲げる額の料金を納めなければならない。」とあり、別表第2に市民料金大人400円、小人200円と定めていますが、市民料金を免除し、市民に利用していただきやすくするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明させていただきますので、58ページをお開きください。

下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございますが、提案理由と同じでございますので省略させていただきます。

2の概要、(1)入場料金を定める別表第2から市民料金の項目を削除し、入場料減免を定める別表第3に下呂市内に住居登録している者の項目を追加します。第9条関係でございます。

(2)この条例は、令和3年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第30号について提案理由の説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（倉田 誠君）

それでは、議案書の59ページをお開きください。

議第30号 下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例について。

下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年2月25日

提出。

提案理由です。下呂市御嶽山五の池小屋の利用者数が新型コロナウイルス感染症対策の宿泊定員の見直しにより減少したことに対し、料金改定による経営改善を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱に基づき説明させていただきますので、61ページをお開きください。

下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同一ですので省略させていただきます。

2. 概要です。(1)新型コロナウイルス感染症対策の宿泊定員見直しによる利用者の減少に対し、料金改定を行い経営改善を図るため、利用料金の上限を見直します。別表関係です。

(2)この条例は、令和3年4月1日から施行します。附則関係です。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第31号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

それでは、議案書の63ページをお開きください。

議第31号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項についてにより消防団の処遇改善が求められていること、また飛騨圏域消防団との均衡を図るため、消防団員の災害出動手当を地方交付税単価（1回当たり出動手当7,000円）を踏まえて引き上げるほか、処遇改善を目的とし、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明申し上げます。

65ページを御覧ください。

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由でございます。提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要です。(1)団員が一つの災害等に3日以上従事したときは、市長の認めるところにより、特別報酬（7,000円）を支給することができるものとします。第12条関係でございます。

(2)消防団員の活動に対する費用弁償について、別表のとおり支給します。

①団員が水火災または地震等の消防活動に従事したときは、1日7,000円（4時間未満の場合は3,500円）を支給します。

②団員が警戒、搜索等の消防活動に従事したときは、1日3,000円（4時間未満の場合は1,500

円)を支給します。

③団員が訓練、講習会等の各種行事に従事したときは、1日3,000円(4時間未満の場合は1,500円)を支給します。第13条別表関係でございます。

(3)この条例は、令和3年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中島達也君)

これより本8件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第24号から議第31号までの8件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

休憩いたします。再開は16時35分といたします。

午後4時25分 休憩

午後4時35分 再開

○議長(中島達也君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によって時間延長したいと思いますので、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を議事日程が終了するまで延長することを決定いたしました。

◎議第32号から議第37号までについて(議案説明・質疑・委員会付託)

○議長(中島達也君)

日程第37、議第32号 財産の譲与について、日程第38、議第33号 財産の譲与について、日程第39、議第34号 財産の譲与について、日程第40、議第35号 財産の譲与について、日程第41、議第36号 令和3年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第42、議第37号 令和3年度下呂市下水道事業会計への繰出について、以上6件を一括議題といたします。

最初に、議第32号及び議第33号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(河尻健吾君)

それでは、議案書の67ページをお開きください。

議第32号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、土地、下呂市金山町祖師野字庭回津421番1、登記地目、宅地、外2筆で584.41平方メートルでございます。

2. 譲与する相手方、下呂市金山町祖師野421番地1、祖師野公民館、祖師野区（認可地縁団体）代表者 細井正晴氏。

3. 譲与する理由、祖師野区集会場建設用地の取得時に、祖師野区と旧金山町との間に土地の所有権について祖師野区の名義では登記ができないため旧金山町の名義で登記したが、祖師野区が認可地縁団体となり所有権の登記ができるようになったため譲与するものでございます。

4. 譲与する日、令和3年4月1日。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

69ページをお願いします。

議第33号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、70ページをお開きください。

建物、下呂市久野川字下ノ垣内1263番地、下呂市まるかりの里管理棟、木造平家建て、53平米外4棟でございます。

土地につきましては、下呂市久野川字下ノ垣内1263番地、宅地、外19筆で4,328・55平方メートルでございます。

69ページへ戻っていただきまして、2. 譲与する相手方、下呂市久野川996番地、久野川町内会（認可地縁団体）代表者 進藤英義氏でございます。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、譲与すると決定した土地・建物について、現指定管理者である上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4. 譲与する日、令和3年4月1日。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上2議案、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第34号及び議第35号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

それでは、議案書の71ページをお開きください。

議第34号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物、所在地番、下呂市火打1824番地5、建物名称、火打消防詰所、構造、

木造平家建て、延べ床面積、43.66平米でございます。

2. 譲与する相手方、下呂市火打1820番地（火打集会所）、火打町内会（認可地縁団体）代表者 細江孝広さんです。

3. 譲与する理由でございます。下呂市消防団組織再編により消防詰所の廃止が決定しましたが、上記の団体より地元防災施設として使用したい旨の要望があり、譲与するものでございます。

4. 譲与する日、令和3年4月1日。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書73ページをお開きください。

議第35号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産でございます。建物、所在地番、下呂市御厩野1223番地3、建物名称、御厩野消防機庫、構造、鉄骨造平家建て、延べ面積、29.25平方メートルでございます。

2. 譲与する相手方、建物の所在地と同じでございます。相手方は、河村賢二さんでございます。

3. 譲与する理由、下呂市消防団組織再編により消防機庫の廃止が決定したが、土地所有者より譲渡を受けたいと申出があったため、上記の者に譲与するものでございます。

4. 譲与する日、令和3年4月1日。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第36号及び議第37号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

議案書の75ページをお願いします。

議第36号 令和3年度下呂市水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和3年度下呂市一般会計は、次のとおり令和3年度下呂市水道事業会計へ繰出するものとする。繰出額1億8,632万7,000円。令和3年2月25日提出。

提案理由でございます。簡易水道事業について料金収入等の全ての収入を充てても経常損失が見込まれるため、簡易水道事業債元利償還金全額について、繰り出し基準を超えて繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

77ページをお願いします。

議第37号 令和3年度下呂市下水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和3年度下呂市一般会計は、次のとおり令和3年度下呂市

下水道事業会計へ繰出するものとする。繰出額 4 億 6, 143 万 8, 000 円。令和 3 年 2 月 25 日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理等に必要な経費を繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

以上 2 議案、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也君）

これより本 6 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第 32 号から議第 37 号までの 6 件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

◎議第 38 号から議第 49 号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也君）

日程第 43、議第 38 号 令和 3 年度下呂市一般会計予算、日程第 44、議第 39 号 令和 3 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第 45、議第 40 号 令和 3 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第 46、議第 41 号 令和 3 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第 47、議第 42 号 令和 3 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第 48、議第 43 号 令和 3 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第 49、議第 44 号 令和 3 年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第 50、議第 45 号 令和 3 年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第 51、議第 46 号 令和 3 年度下呂市水道事業会計予算、日程第 52、議第 47 号 令和 3 年度下呂市下水道事業会計予算、日程第 53、議第 48 号 令和 3 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第 54、議第 49 号 令和 3 年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上 12 件を一括議題といたします。

議第 38 号から議第 49 号までの 12 件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、ただいま上程されました議第 38 号 令和 3 年度下呂市一般会計予算から議第 49 号 令和 3 年度下呂市立金山病院事業会計予算まで一括で説明を申し上げます。

まずは一般会計予算書の 1 ページをお開きください。

議第 38 号 令和 3 年度下呂市一般会計予算でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 237 億 9, 000 万円と定めるものでございます。

第 2 条の債務負担行為につきましては、第 2 表 債務負担行為、第 3 条の地方債は、第 3 表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入最高額を15億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和3年2月25日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まずは歳入の主なものについて御説明申し上げます。

1款市税につきましては40億6,890万5,000円を計上しました。内訳としまして、市民税13億4,807万4,000円、固定資産税22億9,413万8,000円、軽自動車税1億1,333万8,000円、市たばこ税1億8,765万5,000円、入湯税1億2,570万円でございます。

2款地方譲与税は3億2,114万円、4款配当割交付金は1,300万円、5款株式等譲渡所得割交付金は1,000万円、6款法人事業税交付金は2,400万円、7款地方消費税交付金は7億5,400万円。

3ページをお願いします。

9款環境性能割交付金は1,700万円、10款地方特例交付金は、地方税減収補填特別交付金を含め2億6,700万円を計上しました。

11款地方交付税で普通交付税は、国が示した地方財政計画の内容を踏まえ、個別算定経費、包括算定経費などにつきまして令和2年度の交付額を基に算定し、77億3,599万円を計上しました。また、特別交付税は、前年度と同額の6億円を計上し、地方交付税全体では83億3,599万円を計上しました。

13款分担金及び負担金は7,810万7,000円を計上しました。

14款使用料及び手数料は4億2,064万1,000円、15款国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金などで22億427万9,000円。

4ページをお願いします。

16款県支出金は、県負担金、県補助金などで12億8,728万7,000円を計上しました。

17款財産収入は、財産運用収入、財産売払収入で2,549万9,000円、19款繰入金は、財政調整基金などの繰入れで14億4,971万7,000円、20款繰越金につきましては、4億円を計上しました。

21款諸収入は、貸付金元利収入などで6億7,064万1,000円を計上しました。

5ページをお願いします。

22款市債は34億3,409万4,000円を計上しました。

6ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費は、議員活動費などで1億1,997万2,000円です。

2款総務費は29億4,191万4,000円を計上しました。総務管理費では、職員給与費、ふるさと寄附金推進事業、庁内情報化推進諸経費、各地域の地域振興事業、コミュニティバス・デマンドバス運行事業、下呂交流会館管理運営費など、選挙費では、衆議院議員総選挙が主なものでございます。

3款民生費は52億3,238万6,000円を計上しました。社会福祉費では、国民健康保険、後期高齢

者医療、介護保険特別会計への繰出金、障がい者自立支援交付事業、老人保護措置費、後期高齢者医療広域連合への負担金、福祉医療費助成事業など、児童福祉費では、児童手当、児童扶養手当給付金、保育所運営費及び保育所公設民営事業、保育所施設整備事業、ことばの相談室開設費、その他生活保護費などが主なものでございます。

4款衛生費は31億7,754万6,000円を計上しました。保健衛生費では、簡易水道会計、金山病院事業会計、国保特別会計（診療施設勘定）への繰出金、予防接種事業、健康診査費など、清掃費では、塵芥収集費、ごみ処理施設管理運営費、環境衛生施設整備事業などが主なものでございます。

5款労働費は、地元就職支援事業などで1,286万7,000円を計上しました。

7ページをお願いします。

6款農林水産業費は16億3,657万4,000円を計上しました。農業費では、有害鳥獣捕獲事業及び有害鳥獣中間処理施設管理運営費、アグリチャレンジサポート事業、中山間地域等直接支払交付金事業、元気な農業産地構造改革支援事業、畜産振興事業、県営経営体育成基盤整備事業などの県営事業、多面的機能支払交付金事業、下水道事業特別会計繰出金、施設維持管理適正化事業など、林業費では、森林整備地域活動支援交付金事業、間伐未利用材搬出促進事業、森林経営管理事業、森を育て活かす基金費、公共及び県単・市単林道改良事業、集落環境保全整備事業などが主なものでございます。

7款商工費では8億5,619万6,000円を計上しました。商工費では、小口融資事業、中小企業緊急支援融資補給事業、商工業団体・振興団体活動助成費、経営安定資金融資事業など、観光費では、観光振興団体活動事業助成費、観光客誘客対策事業、各観光施設の管理運営経費などが主なものでございます。

8款土木費では32億384万円を計上しました。土木管理費では、地籍調査費、道路橋梁費では、市道補修事業、市道除雪対策費、道路メンテナンス事業、県道改良事業等負担金負担事業、社会資本総合整備交付金事業、防災・安全交付金の各種事業など、河川費では、河川・排水路補修事業など、都市計画費では、下水道事業会計繰出金、都市再生整備事業、社会資本整備総合交付金事業など、住宅費では、市営住宅の管理費、維持補修費、住宅・建築物安全ストック形成事業などが主なものでございます。

9款消防費は10億5,825万4,000円を計上しました。消防費では、消防本部施設整備事業、北消防署消防自動車等購入事業、消防団員報酬等、消防自動車等購入事業、防火水槽整備事業、消防詰所整備事業や防災行政無線通信施設管理費、災害対策経費などが主なものでございます。

10款教育費は22億4,755万9,000円を計上しました。教育総務費では、英会話指導員・学業支援員等の設置事業、スクールバス管理運営費、スクール・サポート・スタッフ設置事業、小学校費及び中学校費では、各学校の管理運営費や教育振興費のほか、小学校長寿命化改良事業など、社会教育費では、図書館運営費、下呂ふるさと歴史記念館をはじめとする各施設管理運営費、中学生姉妹都市交流事業など、保健体育費では、グラウンド等管理費臨時、体育館管理運営費臨時、

各体育施設や学校給食センターの管理運営経費などが主なものでございます。

8ページをお願いします。

11款災害復旧費は、令和2年度からの繰越事業で5億722万6,000円を計上しました。

12款公債費は、市債の償還金などで27億5,566万6,000円を計上しました。

14款予備費は4,000万円を計上しました。

次に、9ページをお願いします。

第2表 債務負担行為でございます。令和3年度におきましては、14件の債務負担行為を予定しております。

10ページをお願いします。

第3表 地方債では、臨時財政対策債のほか、環境衛生施設整備事業、学校施設整備事業など34億3,409万4,000円を限度額として借入れを予定し、起債の方法等は、記載のとおりでございます。

11ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書につきましては、予算特別委員会におきまして御審議をいただくこととなると思いますので省略をさせていただきます。

少し飛びますが、280ページをお願いします。

特別職の給与費明細書でございます。

281ページから293ページまでは、一般職、会計年度任用職員を含む給与費明細書でございます。

281ページをお開きください。

一般職の常時勤務を要する職員は、前年度より1名増で463人でございます。

少し飛びますが、294ページをお願いします。

ここから299ページまでは、債務負担行為の当該年度分14件と過年度分73件の調書でございます。

300ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和3年度末の起債残高見込額で224億2,063万9,000円でございます。

以上で一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、特別会計と公営企業会計について説明申し上げます。

なお、詳細につきましては予算特別委員会にて御審議いただくこととなると思いますので、ここでは概要説明のみとさせていただきます。

それでは、下呂市特別会計及び下呂市公営企業会計予算書の1ページをお願いします。

議第39号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,860万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和3年2月25日提出。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、2ページからの第1表 歳入歳出予算のとおりでござ

ございます。

2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税は6億451万4,000円、6款県支出金は24億2,317万2,000円、9款繰入金は3億3,006万1,000円、10款繰越金は3,000万円を計上しました。

4ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款保険給付費23億5,039万4,000円、3款国民健康保険事業費納付金8億6,016万7,000円を計上しました。

続きまして、39ページをお願いします。

議第40号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,072万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。令和3年2月25日提出。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、40ページからの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

40ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料3億7,270万4,000円、4款繰入金1億5,594万3,000円を計上しました。

41ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金5億2,189万円でございます。

次に、51ページをお願いします。

議第41号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,212万円と定めるものでございます。

第2条は地方債で、起債の目的等は、第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の借入限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和3年2月25日提出。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、52ページからの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

52ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款サービス収入1億858万7,000円、6款繰入金1億1,560万円でございます。

53ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款サービス事業費1億6,885万2,000円でございます。

続いて、81ページをお願いします。

議第42号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,711万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入限度額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和3年2月25日提出。

予算の議決の対象となる款項ごとの金額は、82ページからの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

82ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款保険料6億8,842万6,000円、4款国庫支出金8億1,168万5,000円、5款支払基金交付金8億9,662万5,000円、6款県支出金4億7,983万7,000円、10款繰入金5億9,004万7,000円でございます。

84ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款保険給付費32億7,408万6,000円、5款地域支援事業費7,396万3,000円でございます。

127ページをお願いします。

議第43号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億569万円と定めるものでございます。

第2条は地方債で、起債の目的等は、第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和3年2月25日提出。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、128ページからの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

128ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款診療収入1億5,454万6,000円、7款繰入金1億3,768万9,000円でございます。

129ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款医業費2億1,901万6,000円でございます。

159ページをお開きください。

議第44号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250万円と定めるものでございます。令和3年2月25日提出。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、160ページからの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

160ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款財産収入119万8,000円、3款繰越金129万7,000円でございます。

161ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款総務費121万9,000円でございます。

引き続き、171ページをお願いします。

議第45号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,380万円と定めるものでございます。
令和3年2月25日提出。

予算議決の対象となる款項ごとの金額は、172ページの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

172ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

上段の歳入の主なものは、3款諸収入1億3,493万2,000円でございます。

下段の歳出の主なものは、1款学校給食費1億4,356万9,000円を計上しました。

次は公営企業会計の予算となります。

177ページをお開きください。

議第46号 令和3年度下呂市水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、給水件数1万3,230件、年間の総給水量421万2,000立方メートル、1日平均給水量1万1,539立方メートルを予定しております。主な建設改良事業費は、簡易水道施設の整備工事などで1億6,347万6,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、水道事業収益9億223万6,000円。

178ページをお願いします。

支出は、水道事業費用12億4,103万3,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額で、収入は3億4,794万2,000円、支出は5億5,942万5,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,148万3,000円につきましては、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億9,424万8,000円及び消費税資本的収支調整額1,723万5,000円で補填するものとしております。

179ページをお願いします。

第5条は、債務負担行為でございます。令和3年度におきましては、2件の債務負担行為を予定しております。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円に、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

第9条は、簡易水道事業運営のため一般会計から補助を受ける金額を4,249万1,000円に、180ページへ参りまして、第10条は、棚卸資産の購入限度額を1,000万円と定めています。令和3年2月25日提出。

引き続き、217ページをお願いします。

議第47号 令和3年度下呂市下水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、排水件数9,320件、年間の総排水量360万7,000立方メートル、1日平均排水量9,882立方メートルを予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、下水道事業収益17億6,892万1,000円。

218ページへ参りまして、支出は、下水道事業費用21億9,236万5,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額で、収入は8億1,680万8,000円、支出は11億5,335万3,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,654万5,000円につきましては、当年度及び過年度の損益勘定留保資金3億3,645万6,000円及び消費税資本的収支調整額8万9,000円で補填するものとしております。

219ページをお願いします。

第5条は、債務負担行為でございます。令和3年度におきましては、1件の債務負担行為を予定しております。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円に、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めています。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第9条は、下水道事業運営のため一般会計から補助を受ける金額を6億6,208万8,000円。

220ページをお願いします。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を100万円と定めています。令和3年2月25日提出。

引き続き、253ページをお願いします。

議第48号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、年間入場者数14万8,000人、1日平均入場者数405人を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、下呂温泉合掌村事業収益2億2,788万6,000円、支出は、下呂温泉合掌村事業費用2億3,742万2,000円を予定しております。

254ページをお願いします。

第4条、資本的支出は660万円を予定しており、資本的支出額に対し不足する額660万円は、過年度分損益勘定留保資金600万円及び消費税資本的収支調整額60万円で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第7条では、棚卸資産の購入限度額を3,000万円と定めています。令和3年2月25日提出。
引き続き、289ページをお開きください。

議第49号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、病床数99床、年間患者数は、入院2万2,630人、外来3万8,720人、1日平均患者数は、入院62人、外来160人を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、病院事業収益15億4,124万7,000円。
290ページをお願いします。

支出は、病院事業費用15億4,424万7,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額で、収入は6,732万5,000円、支出は1億1,470万円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,737万5,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は企業債で、令和3年度に1,920万円を限度額として借入れを予定しております。起債の方法等は、記載のとおりでございます。

291ページをお願いします。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円に、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を1億1,861万9,000円と定めています。令和3年2月25日提出。

以上で、令和3年度一般会計から公営企業会計予算に係る説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第38号から議第49号までの12件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第38号から議第49号までの12件については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、市長より発言が求められておりますので許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

長時間にわたり御審議賜りまして、ありがとうございました。

いよいよこれから、補正予算をお認めいただきました。また、令和3年度の当初予算ということでこれから御審議を賜るわけですが、その間にもコロナ対策、順次、また皆さん方に御提案させていただきたいと思います。

いずれにしても、令和3年度の予算については、過去2番目の大きな規模になってまいりますので、しっかりと我々も御審議を賜って、その内容もしっかり精査させていただいて、しっかりと執行してまいりたいというふうに考えておりますので、この議会開催中、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（中島達也君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は3月8日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。長時間、今日は御苦労さまでございました。

午後5時14分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年2月25日

議 長 中 島 達 也

署名議員 3番 飯 塚 英 夫

署名議員 4番 森 哲 士